

目 次

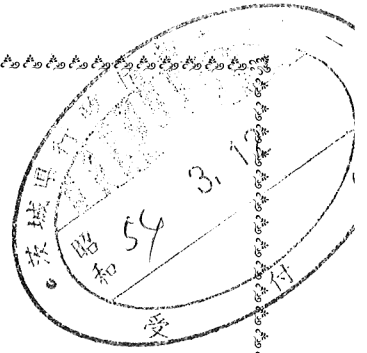
統計制度の問題点と今後の方向(続)……………	2	9. 物 価 ……………	24
ワンポイント統計……………	7	10. 経 済 ……………	25
昭和52年度県民所得簡易推計結果……………	8	11. 消費生活相談……………	25
喫 煙 室……………	12	12. 家 計……………	26
指 標		13. レジャー……………	28
1. 主要指標……………	14	14. 生活保護……………	28
2. 人 口……………	16	15. 交通事故……………	29
3. 労 働……………	18	16. 自動車保険請求相談……………	29
4. 農 業……………	20	17. 犯 罪……………	30
5. 鉱 工 業……………	21	18. 火 災……………	30
6. 建 築……………	22	刊行物のお知らせ……………	31
7. 電 力……………	22	伝 言 板……………	32
8. 金 融……………	23		

利用上の注意

1. 統計表の数値は原則として単位未満は四捨五入
2. 「年」は暦年, 「年度」は4月から翌年の3月まで
3. 記 号
 - 零または該当数字のないもの
 - 該当数字が掲載単位未満のもの
 - … 不詳のもの
 - p 暫定数字
 - r 訂正数字
 - △ 減少または出超
 - x 秘密保持のため掲載をひかえたもの



ふき
露のとう



春は何かというと、梅や桜の花に代表されているように思う。でも上ばかり見ていないで、時には自分の足もとをじっと観察し、自然と対話をしようではないか。

川は公害に汚れ、昔の清流は消えようと、堤には確実につくしが春を告げる。木々の枝では小鳥たちが春を謳歌している。

最近ではめったに「旬」のものにはお目にかかれないが、そういう時だからだろうか、いつだったか妻が野辺で摘んできた野草は、舌から春を全身に満たしてくれた。何とも春は、口の中に子供の頃の郷愁と共に広がっていったものだ。

その中でも、露のとうのほろ苦さは今も心に残る言いつくせない青春の味のような気がする。あの黄緑の芽が黒い大地から頭を出す頃、年ごとに老いを感じる肉体に、あやしげな春の息吹を感じるのは私だけだろうか。

今月の主な行事

- ～10日 県議会
- 1日 物価調査員研修会（総理府）
- 8日～9日 統計実務講習会（東京・勤労福祉会館）
- 13日～14日 産業連関表作成研究会（行政管理庁）
- 15日～16日 県民所得推計講習会（経済企画庁）
- 21日 春分の日
- 27日 市町村統計主管課長会議・統計実務講習会（水戸）
- 30日 統計協会総会
- 31日 消費動向調査基準日

統計制度の問題点と今後の方向 (続)

— 統計法を中心に —

3 統計における秘密の保護

統計調査のため、個人の収入・支出あるいは法人にとっては、その事業量、従業員数、設備投資、生産量等が明らかになることは、それ自体では問題ないと思われる。しかし、これが他に洩れる様なことになると、個人のプライバシーや法人の秘密内容が明らかになり、憲法その他法律上の問題はもとより他に益することとなり、又、被調査者が損害を被ることとなるので、現行の法第14条に規定されたのみでは不十分と思われる。

現行制度の概要

現行の統計法上における秘密の保護については、法第14条、第15条にあるとおり指定統計に限定したもので、その他の統計については何ら規定されていない。

統計調査には、いうまで届出統計、承認統計等の国調査ばかりでなく、その県独自の統計調査もある。これら統計調査の秘密保護についても、指定統計と同様に秘密保護の規定におかれるべきものと考えられる。勿論、これら調査が指定統計と異なることは、その区分をなしていることから明らかであるが、これら調査の中には、労働力調査特別調査、貯蓄動向調査、法人企業投資動向統計調査、消費動向調査（以上は国委託調査）、農業基本調査、農家意識調査（以上は県単独調査）等のように重要な統計も少なくないのである。

指定統計調査によって知られた人や法人またはその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない(法第14条)。個人の秘密が保護されるべきことは、基本的人権を尊重しなければならないという憲法の諸規定からも明らかであり、更にこれを別な観点から見れば、公務員は、一般に秘密を守る義務を負っている(国家公務員法第100条、地方公務員法第34条)。とくに統計調査については、その真実性を確保するために、被調査者が安心して真実を申告できる方法を講ずる必要があるので、この宣言の規定がおかれたものと思われる。従って、例えば、被調査者の数がきわめて少数のために申告者の秘密が推知できるような場合にも、その公表は差し控えなければならないのである。

秘密とは何か

何が秘密に属する事項であろうか。調査事項について言えば、住所や電話番号は秘密ではないであろうし、生産高や売上高は秘密であろう。しかし、その限界は明らかでない。また、秘密事項は調査票の記載事項には限らないから余計に厄介である。いま何を秘密と考えたらよいか一般論としての考え方を取り上げてみると、その1は、本人が秘密を主張するものを秘密とする考え方であり、主観説と言われるものである。これは、秘密を守る上で適切なものと思うが、何が秘密であるかについては個人別に調べないといけない不便がある。その2は、客観説と呼ばれるもので、第三者が客観的にみて秘密と思うものを秘密とする考えである。これは、主観説の欠点を補っているが、個人の秘密保護という観点からみれば十分ではない。例えば、誰かがガンであるというような事実は、本説をとった場合に秘密とされるであろうか。その3は、前二者の考え方を組合せた説でいろいろある。客観説を主とし、これに主観的要素をも加味するものや、両説のいずれかで秘密とされたものを秘密とするもの、あるいは、主観説を主としこれに客観的要素を入れたものなどの考え方である。しかしながら第3説の意見をとった場合でも、企業の従業員数は秘密かと問われてすぐ答えられるであろうか。

かつて従業員数などが秘密事項かどうか問題にされて、各産業の意見を調査したことがある。その結果、石炭、軽金属、電気通信機械、板ガラスの4産業部門では、従業員数を秘密扱いするよう希望が強かったので、行政管理庁から各省および各都道府県あてに、従業員数は秘密に属する事項と解する旨通達されている(昭和27年10月20日付行管第65号)。その後、昭和35年5月に、上記従業員数には、国営(日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社を含む。)および公営の事業所の従業員数は含まれないものとされた。しかし、従業員数が各種の行政に広く利用されている状況を見ると、まだ議論の余地があるかもしれない。

次は、古くなった情報とか法令上または事実上の独占事業に関する情報とかが秘密に属するものであるかどうかという点について考える必要がある。

統計課 課長補佐 小林 真

古くなった情報については、普通に考えれば秘密でなくなることが多いか、少なくとも秘密性は薄れてくるのではないかと思われる。例えば、申告があつてから50年も100年もたつてしまえば、申告した当時秘密であった事項でも秘密でなくなってしまうのではないだろうか。

何が秘密に属する事項であるかは、一応前述の如き社会的通念に従つて判断されるべきものであろう。

秘密保護の方法

統計調査の秘密保護の方法については、統計法上何ら規定されていない。これについては、その方法のあり方について検討することとしてまず指定統計の規定についてみたい。

何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を統計上の目的以外に使用してはならない。もし調査票が統計目的以外、例えば徴税、摘発等の目的に用いられるときは、申告者は自分の不利益にならぬよう、あるいは利益になるよう過少にあるいは過大に、さらには全くの虚偽の申告をなすに至るであろうからである。ただし、行政管理庁長官の承認をえて、使用目的を公示したものについては、この限りではないとされている（法第15条）。この告示は行政管理庁告示によって行い、指定統計の名称、調査票の使用目的および使用者の範囲を明示しなければならないとされている（法施行令第6条）。もちろん、この承認にあつても、秘密の保護に関する法第14条の規定をおかすことは許されない。目的外使用の例としては、事業所統計調査の調査票を事業所名簿作成のための資料として使用することが承認されているような場合がある。この様な場合、通例「指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件」といった名称で告示されている。

統計調査の秘密を守るといふときの秘密にも、二つの場合が考えられる。それは

- (1)調査票に記載された秘密に関する事項
- (2)調査員等が知りえた秘密に関する事項

の二つである。(1)については、調査票そのものが問題となり、これに記載された秘密が他に洩れる場合であるが、これについても、調査票そのものが被調査者の手もとにある場合と、調査実施者(統計調査員を含む。)のもとに届けら

れている場合とでは大きな違いがある。

前者については、秘密が洩れる場合として、調査票やその写しなどが他人の手に入る場合と、指定統計調査に申告した同じ事項が権限ある公務員から質問された場合と二つ考えられるが、いずれの場合も原則として保護する必要がないものと考えられる。というのは個人の手許にある秘密事項は、その本人が管理するのが適当と考えられるからである。ただし、権限ある公務員、特に税務職員が各種の税法に基づいて指定統計の内容について質問し、その結果、申告内容が洩れて被調査者が影響をうけることは好ましくないので、税務当局も統計法第14条及び第15条の規定による統計の秘密保護について留意するよう通達している。

後者の場合すなわち調査票が調査実施者の手許に入った場合については、前者の場合とは逆に保護されなければならない。この場合の問題は個票の場合と集計結果を公表する場合とがある。

個票が調査実施者の管理に移った場合は、法第15条2項の承認があつた場合を除き、その秘密が他に洩れる余地はないはずである。しかし、他の法律の規定によって他の目的に利用されたりする可能性がある。例えば、令状に基づく押収、国会に対する情報の提供、人事院の行なう調査または審理（この場合は保護の余地がない。）、捜査についての照会、地方交付税の算定の資料として用いる場合等がある。いずれの場合についても十分秘密の保護について留意されねばならないことは言うまでもない。

また、調査結果を公表する場合に、個々の申告内容が結果表から判断できるようでは困る。結果表を例えば地域別や産業別に詳細にしたとき1ないし2単位に関する情報を処理する場合であるが原則として秘匿すべきものである。当然、工業調査などで行っているように、1ないし2単位の数値がでた場合には、それを最寄の数値と合算してイタリックで表示する等の工夫を考えなければならない。

(2)については、現行制度の概要のところでも触れたように調査に従事した「公務員」その他職務上統計の秘密を知りえた「公務員」は、その秘密を洩らしてはならないし、退職後も同様である。

秘密保護の強化対策

秘密保護の規定は、法上指定統計についてのみ定められているが、その他の統計調査についても規定されるべきものと考えられる。指定統計以外の統計調査については、新たに、法第14条の中かあるいは別箇の規定として定める必要があると思われる。

勿論このことは、指定統計以外にも重要な統計調査があることからも必要である。その他の調査についても被調査者の秘密保護のため法第14条、15条の規定に準じた規定を置くべきものと考えられる。つまり、法第15条第1項については、「指定統計」のみとなっている点を、その他の統計調査にも及ぼすよう改めれば問題ないと思われる。

ところで、法第15条では、集められた調査票は統計上の目的以外には使用してはならないことになっている。例外として、行政管理庁長官の承認を得て使用の目的を公示したものである。

ここでいう「統計上」の解釈については、法第15条が法第14条に違反しない限り適用される点から、統計に使う場合は行政管理庁長官の承認を必ずなくてもよいとする考えは疑問と思われる。やはり、法第15条1項の規定は、秘密保護の措置を強化したものと解するのが適当と思われる。

なお、法第19条の2には秘密保護についての罰則規定がおかれている。

4 統計調査員制度について

個々の統計調査における統計調査員の選任基準・資格については、各統計調査ごとに通達などによって規定されている。しかし、全ての統計調査に共通する選任基準は特に定められていないが、一般的には次のとおりであろう。

- (1)原則として民間人であること。
- (2)警察官及び選挙又は税務事務に直接関係のない人。
- (3)調査対象に利害関係のない人。
- (4)統計調査の業務に関心のある人。
- (5)高校卒業程度の能力がある人。
- (6)調査票に記入する能力があり、忠実かつ責任感のある人。
- (7)プライバシーの尊重について関心の高い人。

現在の統計調査員制度

身分

調査の最先端に立って被調査者に直接接する統計調査員の組織は、統計調査網の最も基礎的な機構として極めて重要である。

統計調査員は、個々の調査毎に臨時に非常勤の職員として任命され、国勢調査、農林業センサス、商業統計調査などでは一時的に調査に従事し、家計調査、毎月勤労統計調査などの経常的調査では毎月あるいは定期的にその事務に従事する。

統計調査員の身分は、その任命権者によって異なる。国勢調査など、大臣又は国の機関の長が任命する統計調査員は、一般職の国家公務員となる。事業所統計、住宅統計、農林業センサス、労働力調査など都道府県知事が任命する統計調査員は、臨時又は非常勤であるかぎり特別職の地方公務員となる。

服 務

統計調査員は、地方公務員法第3条にいう特別職に該当するため、同法第4条に基づき、地方公務員法は一般的には適用されない。したがって、統計調査員の政治活動と営利企業への関与についての地方公務員法上の制限はない。

国勢調査の調査員の場合も、一般職の国家公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、政治活動、兼業等に関する特例が人事院規則等により認められている。

しかし、統計調査員が公職の候補者となることができることと、公職の候補者あるいは立候補を予定している者を統計調査員に選任することが適当であるかどうかは別の問題であることに注意する必要がある。

調査員手当

統計調査員の職は、その業務の内容からみて当然労働の対価を支払わねばならない職であり、地方自治法第203条にいう報酬が支給される。この報酬は「調査員手当」と称され、通常日額によって定められ、国家公務員たる統計調査員は一般職の職員の給与に関する法律第22条に基づき、地方公務員たる統計調査員は、地方公務員法第24条による県の非常勤職員の給与に関する条例に基づき支給される。

手当額は、国家公務員の大学卒の初任給に相当する額

(日額)となるよう毎年改訂され、財源は国から個別の調査ごとに統計調査委託費として県を通じて市町村に交付されている。勿論単県調査についてもこれに準じて行われている。

(参考) 統計調査員手当の推移

年度	行(一)7-2 相当額(A)	予算単価(B)	比率($\frac{B}{A}$)
45	1,260円	870円	69.0%
46	1,444	1,130	78.3
47	1,656	1,340	80.9
48	1,888	1,650	87.4
49	2,224	2,060	92.6
50	2,912	2,700	92.7
51	3,220	2,950	91.6
52	3,440	3,250	94.5
53	3,650	3,570	97.8
54	・・・	(3,780予定)	・・・

災害補償

統計調査員が、調査の事務に従事中に災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法第69条に基づく県条例(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例)が適用され、県が補償することになっている。補償の内容は、地方公務員災害補償保険法と均衡を失なわないよう定められている。

なお、統計調査員が従事している国の委託に係る統計調査の事務の場合は、本来の所管は国であることから、県が負担した統計調査の災害補償経費については、国がこれの全部又は一部について補填している。国勢調査の調査員については、国家公務員災害補償法が適用され、補償の基礎となる平均給与の算定については、人事院の承認をえて特例が認められている。

兼務

当該市町村の職員が報酬(調査員手当)を得て統計調査員の業務に従事するには、地方公務員法第38条第1項の規定により、勤務時間の内外を問わず任命権者である市町村長の許可を受ける必要がある。

さらに、市町村の職員としての勤務時間内に統計調査員

の業務に従事する場合は、職務に専念する義務(同法第35条)の免除(休暇など)を受ける必要があり、免除を受けずに統計調査員の業務に従事した場合は職員としての報酬は減額される。

統計調査員制度の改善と将来の対策

現在、統計調査環境の悪化が云々される一方では、統計調査員の確保の困難性がクローズアップしてきている。このように両面からの統計調査に対する狭撃の状況の悪化は、当然のことながら統計調査の過程や結果の面にも影響して、統計情報の正確性・迅速性に障害を及ぼしている。

この社会の構造の変ぼうや発展による統計調査の内容の複雑・高度化に対応する調査員の不足と新規希望者も少ないという現象から、これに伴って調査員の高齢化、固定化がすすみ容易ならざる状態を生じつつある。

調査員登録制度の推進を

このような問題の解決策として考え出されたのが、調査員適任者の登録制である。これは、あらかじめ統計調査員になることを希望し、または各地区において推せんされた者を各市町村において「登録カード」に登載し、その1部を各市町村に、1部を県へ提出することとなっている。

このことは、国では早くに「統計調査員確保対策事業要綱」を作成したが、対象が人口10万人以上の市となっているので本県においては、わずか水戸、日立、土浦の3市が該当するのみであった。そこで昭和53年度県単事業としてこの事業を全県下に及ぼすよう予算措置をなし県独自の要項を作成し、これの事業を現在進めている。この確保対策については、その成果が問題とされるものであって、いかに優れた要項等が作成されても実質が伴わないものであっては何らの効果も期待できない。

統計調査員に関しては、法第12条が規定するのみであるが、この規定も「指定統計調査」と限定して、他の調査には言及していないことは、前述の秘密保護の規定と同様であるが、これについても単に指定統計にのみ必要であるばかりでなく県単調査にも必要不可欠なものであるので、県規則等の地方公共団体規則に規定させるのではなく統計調査の性格上、法によって規定され、義務づけられ保護されるべきものと思われる。このことによって、統計調査員

は、安心して統計調査に当ることができるのではないだろうか。

調査員手当の改善を

統計調査員には、報酬（調査員手当）・旅費相当額が支給されているが、これについても、報酬がその労働の対価とすれば、現在の調査員手当については、国家公務員の初任給を基礎にした日額、3,570円（53年度）であることから多言を要しないことと思う。このことも、統計調査員の高齢化が解消しえない一因となっているのではないかとと思う。

全県下に調査員協議会の結成を

更に前述の登録制度の完備と共に強力で押し進めるべきものは、これら登録調査員をもって構成する「調査員協議会」制度であろう。これは、市町村を単位とし、すでに本県では68市町村において協議会が結成され、未結成市町村は24となっている。これら未結成市町村については更に強力にその結成を図り、「協議会県連合会」を組織することとすれば、調査員の連帯意識の向上や質の向上など、今まで述べてきた問題点のいくつかは解消するのではないかとと思われる。しかも、この様な組織については、任意に任せのみではなく、国や県の積極的な援護が必要であろう。

統計調査員制度の発展的解消

このような題目を出すことは、時期尚早と言われるかも知れないが、そんなに遠くない将来を展望しても考えられることではないだろうか。

現在、既に述べたように統計調査員については、種々の問題が生じているのであるからこれを制度として再検討し、その充実強化を図る必要はあるが、また、何らかこれに代わるべきものがあればその方法に移行してゆくべき時期の展望をしておく必要もあろう。

統計調査員制度そのものの歴史は古く、かつ尊重されるべきものであるが、時代の変転に応じた姿は当然必要となってくる。しかし、今後も特定の部門の統計調査については、調査員制度を残して行わねばならないと思われる。

メール調査方式の導入検討を

わが国の様に十分義務教育が行われ、民度の高い国において、何故現在までメールによる統計調査の普及が行われ

なかったのか不思議に思われる。多くの先進諸国においては、多数の調査がメール方式により実施されている。前述したような現状を考えれば、わが国においても、本格的にメール調査方式導入の検討の時期にきているものと思われる。当初は統計調査員とメール調査方式を併用するという方法でも、人件費の年次高騰を防ぐことができるであろう。

しかし、この調査方式の問題点は回収率であって、統計調査の使命である真实性の確保と精度の向上といった面で、その高低が大きく影響してくる。回収率が低い場合は、全数調査については利用しえないこととなる。しかし、抽出調査においては、抽出数の増と部分的回収であるので、回収促進を強く図ることによって利用可能と考えられる。

ま と め

これまで、各項目について、それぞれ現況と改善策及び将来の展望を述べてきたのであるが、すべては統計調査の初歩的なことであり、法制定の原点に戻って考えれば、おおよそ前記の三点にしばられると思われる。

勿論更に詳細にみれば問題とすべき点は多いかもしれないが、現行法が、昭和22年に公布施行されて以来、この30年間の社会の進歩発展に対して根本的に余り改正されていないことを考えると、この機会に法制定の原点から現在を問い直すことも必要なことと思われる。

最後に、論述に当っては、第一に現行法について述べ、第二にその改善方法を、第三には更に問題の解決策なり、将来の展望を述べてきたが、その論点の捉え方なり、論述に長短のみられることは筆者の不勉強のためである。当初に述べたように問題点に対する突込みの不十分な点については、読者諸氏のご叱正を御願ひして結びとしたい。

————— × ————— × ————— × —————
〔訂 正〕前月号に掲載した部分の中で、3 Pの下から13行目、法第15条は法第16条の誤りでした。お詫びして訂正します。

■ ワンポイント統計

茨城は女性に危険？

— 放火と強姦は近県1位 —

統計課 行政資料室

伊藤 宰

新年を迎えてから、急ピッチで交通事故が増えています。昭和53年一年間の交通事故は10,239件、うち死者は331人、負傷者は13,514人でしたが、今年に入ってからは、2月20日現在で、交通事故は1,202件、死者37人、負傷者1,627人という結果になっています。

表一 交通事故発生状況 — 10万人当たり — (昭和52年)

都 県	発生件数	# 死者数
全 国	403.5	7.8
福 島	387.0	9.5
茨 城	428.4	14.0
栃 木	525.1	10.9
群 馬	398.3	10.1
埼 玉	383.7	7.2
千 葉	272.3	8.5
東 京	287.5	2.9
神 奈 川	321.1	5.3
新 潟	354.8	10.3
山 梨	509.4	12.7
長 野	394.3	10.3
静 岡	600.8	10.8
順 位	4	1

資料 県警交通企画課「昭和52年交通白書」
総理府統計局「人口推計月報」
注) 人口は昭和52年10月1日現在

本県は交通事故が多いので全国的に有名です。とはいっても発生件数でみる限りは(表一)、関東甲信越静地区付近の中でも4位と高位ではありますが、まだトップではありません。しかし、死者数でみるとだんぜん他を引き離して1位なのです。同乗者の有無によっても差はありますが、それだけ大きな事故が多発しているともいえるでしょう。

さて、同じ警察統計の分野の中に、犯罪統計があります。犯罪には、大きくわけて2種類あります。

- 1) 刑法犯……刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処罰ニ関スル法律、に規定するもの。

表二 近県の犯罪率 — 10万人当たり — (昭和52年)

都 県	刑 法 犯 (認知件数)	凶悪犯					粗暴犯	#					窃 盗	知能犯	風俗犯
		凶悪犯	殺 人	強 盗	放 火	強 姦		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝				
全 国	1,111.2	8.1	1.8	1.8	1.9	2.6	57.6	17.5	28.5	1.9	9.6	940.3	69.2	8.0	
福 島	1,015.8	7.3	1.2	1.1	1.4	3.6	47.8	16.6	23.7	2.1	5.4	873.0	48.7	8.4	
茨 城	855.1	10.6	1.7	1.0	3.5	4.5	60.7	13.6	32.5	2.1	12.4	705.7	39.1	5.4	
栃 木	791.5	7.0	1.2	0.9	2.5	2.5	43.5	9.8	24.2	2.0	7.5	659.4	45.6	5.9	
群 馬	935.3	7.6	1.8	1.1	2.4	2.4	32.6	4.3	20.4	1.8	6.0	814.1	44.6	5.6	
埼 玉	953.3	7.3	1.3	1.2	1.8	2.9	27.9	6.0	15.2	1.1	5.4	863.5	30.9	5.5	
千 葉	942.1	9.3	1.4	2.4	2.3	3.2	29.8	4.1	17.7	1.1	6.8	843.1	37.9	5.1	
東 京	1,869.4	10.5	2.0	3.1	2.5	2.9	112.4	46.6	44.9	3.6	16.8	1,555.1	116.4	14.7	
神 奈 川	1,029.2	10.9	2.2	2.6	3.0	3.1	61.2	13.5	34.8	1.8	16.7	874.9	46.5	10.2	
新 潟	757.9	6.3	1.2	0.8	1.7	2.7	36.1	11.9	17.5	1.4	5.1	631.7	60.8	7.5	
山 梨	767.2	6.7	1.1	1.9	1.6	2.0	58.0	15.3	29.5	1.8	11.4	613.5	49.0	11.4	
長 野	707.0	6.4	0.9	0.8	1.9	2.8	38.6	14.4	19.5	1.4	3.3	575.5	54.7	9.5	
静 岡	866.8	5.8	1.1	1.8	0.9	2.0	27.2	4.0	17.4	1.0	4.7	754.4	45.4	8.7	
順 位	8	2	4	9	1	1	3	5	3	2	3	8	10	11	

資料 警察庁「昭和52年の犯罪」 注) 犯罪率=認知件数÷人口(昭和52年10月1日現在)×10万
総理府統計局「人口推計月報」 認知件数とは警察において認知した件数

- 2) 特別法犯……条例に規定するものを含む刑法犯を除くすべての犯罪(例:公職選挙法, 軽犯罪法, 売春防止法, 覚せい剤取締法, 医師法, 薬事法, 農地法, 道路交通法など)。

このうち、刑法犯の10万人当りの犯罪率を比較したものが、表一2です。これで見ると限りでは、茨城の犯罪率は8位ですが、項目によってはかなり上位を占めているものがあります。

凶悪犯では2位となっています。その中でも殺人は4位、強盗は9位ですが、放火と強姦は1位となっており、特に強姦は他を大きく引き離しています。女性にとっては、茨城は危険なところといえるでしょう。

粗暴犯も3位と上位を占めています。暴行は5位とまあ中位程度ですが、傷害、脅迫、恐喝の3つが粗暴犯の犯罪率を押し上げています。脅迫は福島県と同率2位です。

窃盗は8位、知能犯は10位、そして風俗犯は11位とかなり下位になっています。

茨城の犯罪率を外国と比較(表一3)してみましょう。アメリカ合衆国のデータがないのが残念ですが、これで見ると限りでは、茨城は韓国、クウェート並みの犯罪地帯といえそうです。諸外国からみれば、かなり低率ではありますが、犯罪は少なれば少ないほど良いものです。その意味では、まだまだ努力する必要があります。

表一3 外国の犯罪率 — 10万人当たり —

国(県)名	犯罪率(刑法犯+特別法犯)
全 国	1,235.5
茨 城	977.5
東 京	2,016.2
西 ドイツ	4,419.2
フ ラ ン ス	3,462.2
イ タ リ ア	2,742.2
韓 国	983.4
ホ ン コ ン ク ウ ェ ー ト	1,746.3
オーストリア	978.5
デンマーク	4,096.5
スウェーデン	6,467.7
マ ラ ウ イ	8,258.6
ウ ガ ン ダ	1,116.4
タンザニア	790.4
	989.4

資料 警察庁「昭和52年の犯罪白書」
注) 全国, 茨城, 東京は昭和52年, 他は昭和49年

県民所得3兆円の大台へ

— 伸び悩む消費 —

1 概 況

昭和52年度の日本経済は、50年春からの景気回復過程の3年目に当る年である。53年に入ってから景気に明るさの拡大がみられるものの、52年度全体としては、数度にわたる財政、金融面からの景気刺激策にもかかわらず、景気回復感が経済全般にまで浸透せず、民需の盛り上がりを欠いた外生的需要依存型の回復となり、自力回復力を強めるまでには至らなかった。

さきに発表された国民所得統計でみると、52年度の国民総生産（在庫品評価調整後、旧国民所得統計（速報）。以下、旧N・Iという。）は名目値で11.3%の増、実質値で5.4%の増と、51年度の実質成長率5.7%を0.3ポイント下回る伸びとなっている。

表-1 県民（国民）総生産と成長率（単位：億円、%）

項 目		51年度	52年度	成 長 率	
				51年度	52年度
国民総生産	名目	1,692,086	1,883,440	13.1	11.3
	実質	986,911	1,040,307	5.7	5.4
県民総生産	名目	31,874	35,770	14.3	12.2
	実質	18,007	19,218	6.9	6.7

（注）国民所得統計（旧N・I - 在庫品評価調整後）

本県経済もこのような情勢を背景として、52年度の県民総生産をみると、3兆5,770億円と見込まれ、51年度の3兆1,874億円に比較し、3,896億円、12.2%の増、また、物価上昇分調整後の実質値（昭和45歴年価格）では1兆9,218

表-3 産業別県内純生産

産 業	51年度（実績）	52年度（見込み）	前 年 度 比		構 成 比	
			51 / 50	52 / 51	51	52
第 一 次 産 業	267,039	274,157	△4.0	2.7	10.0	9.2
1. 農 業	240,252	246,258	△4.7	2.5	9.0	8.2
2. 林 業	15,349	14,263	△0.5	△7.1	0.6	0.5
3. 水 産 業	11,438	13,636	5.8	19.2	0.4	0.5
第 二 次 産 業	1,166,746	1,322,784	18.0	13.4	43.9	44.3
4. 鉱 業	2,613	2,705	11.4	3.5	0.1	0.1
5. 建 設 業	250,065	286,176	9.6	14.4	9.4	9.6
6. 製 造 業	914,068	1,033,903	20.5	13.1	34.4	34.6
第 三 次 産 業	1,224,661	1,388,494	15.8	13.4	46.1	46.5
7. 卸 売・小 売 業	378,256	426,673	18.3	12.8	14.2	14.3
8. 金融・保険・不動産業	211,842	247,084	16.1	16.6	8.0	8.3
9. 運 輸・通 信 業	107,152	124,832	24.7	16.5	4.0	4.2
10. 電 気・ガ 斯・水 道 業	23,805	26,233	16.1	10.2	0.9	0.9
11. サ ー ビ ス 業	392,262	442,864	13.0	12.9	14.8	14.8
12. 公 務	111,344	120,808	9.7	8.5	4.2	4.0
県内純生産（要素費用表示）	2,658,446	2,985,435	14.4	12.3	100.0	100.0

億円と見込まれ、経済成長率は6.7%と国のそれを上回る伸びを示したものの、前年度の6.9%を0.2ポイント下回っており、国と同様の推移をたどった（表-1）。

次に、分配面を示すところの県民所得は3兆71億円と見込まれ、はじめて3兆円の大台を越え、51年度に比べると、3,277億円、12.2%の増加となっている。この結果、総人口1人当たりでみた県民所得は1,246千円となり、前年度の1,127千円に比較すると119千円、10.6%の増となった。これを国民1人当たりの1,427千円〔在庫品評価調整前（旧N・I）より試算〕に比べると、その87.2%に相当し、51年度の86.8%より0.4ポイント格差が縮小した。

表-2 1人当たり県民（国民）所得（単位：円、%）

	51年度	52年度	対前年度増加率		格 差	
			51年度	52年度	51年度	52年度
国	1,297,904	1,427,419	11.9	10.0	100.0	100.0
県	1,126,857	1,245,878	12.5	10.6	86.8	87.2

（注）国民所得統計（旧N・I - 在庫品評価調整前より試算）

2 県内純生産

昭和52年度の県内純生産は2兆9,854億円と見込まれ、51年度の2兆6,584億円に対し、3,270億円、12.3%の増加となった。（表-3）

これを産業別にみると、第1次産業は2,742億円で、前年度の2,670億円に比べ、72億円、2.7%の増と僅かな伸びにとどまった。これは、主力であるところの農業が農産物産資材価格の上昇などにより経営費が増大し、所得率が昨

（単位：百万円、%）

昭 和 5 2 年 度 県 民 所 得 簡 易 推 計 結 果

年度に引続き低下したためである。

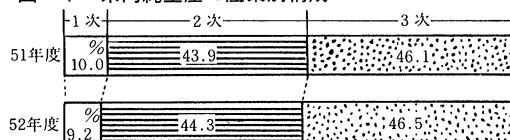
次に、第2次産業の動きについてみると、52年度の純生産額は1兆3,228億円と見込まれ、前年度の1兆1,667億円に対し、1,561億円、13.4%の増と、51年度の増加率18.0%を4.6ポイント下回る伸びとなった。これは、建設業が公共事業等の増加により、昨年度の増加率9.6%を4.8ポイント上回る14.4%の増と高い伸びを示したが、反面第2次産業の大宗を占める製造業が、一部の業種を除き全般的に伸び悩みの傾向にあり、また、前年度における伸び率が20.5%と高かった反動もあって、今年度は前年度の増加率を7.4ポイントも下回る低い伸びにとどまったことに起因するものである。

一方、第3次産業は1兆3,885億円と見込まれ、51年度の1兆2,247億円に対し、1,638億円、13.4%の増と、その伸びは前年度のそれを2.4ポイント下回る伸びとなった。このうち、金融・保険・不動産業は不動産業の回復などから、前年度の増加率を上回る伸びを示し、また、ここ数年来堅調に推移しているサービス業も、ほぼ前年度並みの増加となっているが、これら2業種を除く他の業種はすべて前年度の増加率を下回っており、第3次産業全体としては増勢鈍化の傾向を示すこととなった。

このような動きがみられた結果、県内純生産の産業別構成は、第1次産業が農業の伸びの鈍化により、前年度より0.8

ポイント比重を低めて9.2%となり、第2次産業及び第3次産業は、増加率自体は前年度を下回る状況にあったが、第1次産業の総体的地位の低下により、それぞれ前年度の構成比より、0.4ポイントづつ比重を高め、44.3%、46.5%となった。

図-1 県内純生産の産業別構成



3 県民所得の分配

昭和52年度の県民所得は3兆71億円と見込まれ、3兆円の大台を上回り、前年度の2兆6,794億円に比較すると、3,277億円、12.2%の増加となっている。

分配所得のうちのほぼ6割のウエイトを占める雇用者所得は1兆7,761億円で、51年度の1兆5,559億円に対し2,202億円、14.3%の増加となったが、その増勢は50年以降逐年鈍化の傾向をみせている。

次に、個人業主所得は、農業で小幅ながら伸びが高まったほか、非農林水産業で回復がみられ2年ぶりに二桁台の伸びとなり、全体としては6,681億円と見込まれ、51年度の増加率4.6%を3.6ポイント上回る8.2%の増加となった。

表-4 県民所得の分配

(単位：百万円，%)

項 目	51年度(実績)	52年度(見込み)	前 年 度 比		構 成 比	
			51/50	52/51	51	52
1. 雇 用 者 所 得	1,555,908	1,776,114	15.1	14.3	58.1	59.1
a 賃 金 ・ 俸 給	1,355,510	1,532,418	14.3	13.1	50.6	51.0
b その他の給与および手当	122,122	145,540	23.4	19.2	4.6	4.8
c 社会保険料雇主負担	78,276	98,286	18.6	25.6	2.9	3.3
2. 個 人 業 主 所 得	617,316	668,070	4.6	8.2	23.0	22.2
a 農 林 水 産 業	298,286	307,885	0.6	3.2	11.1	10.2
b そ の 他	319,030	360,185	8.6	12.9	11.9	12.0
3. 個 人 の 財 産 所 得	308,804	340,694	21.0	10.3	11.5	11.3
a 賃 貸 料	98,555	109,002	21.3	10.6	3.7	3.6
b 利 子	192,873	212,353	19.2	10.1	7.2	7.1
c 配 当	17,376	19,339	42.3	11.3	0.6	0.6
4. 法 人 企 業 から 個 人 へ の 移 転	2,100	2,354	18.3	12.1	0.1	0.1
5. 法 人 税 お よ び 税 外 負 担	105,753	123,014	17.6	16.3	3.9	4.1
6. 法 人 留 保	108,598	125,094	54.0	15.2	4.1	4.2
7. 財 政 の 事 業 所 得 お よ び 財 産 所 得	7,141	8,869	36.7	24.2	0.3	0.3
a 国 公 営 企 業 剰 余	△2,936	△1,106	△0.1	△0.0
b 賃 貸 料 ・ 利 子 お よ び 配 当	10,077	9,975	28.8	△1.0	0.4	0.3
8. (控除) 一 般 財 政 負 債 利 子	20,902	30,936	41.8	48.0	0.8	1.0
9. (控除) 消 費 者 負 債 利 子	5,344	6,136	20.0	14.8	0.2	0.2
県 民 所 得	2,679,374	3,007,137	14.3	12.2	100.0	100.0
(参 考) 法 人 所 得	231,769	265,073	31.5	14.4	8.7	8.8

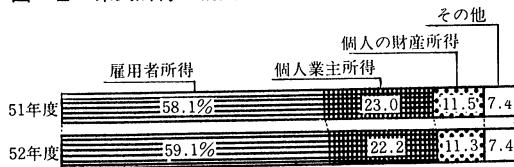
■ 調査から

また、個人の財産所得は、賃貸料、利子及び配当ともそれぞれ前年度の増加率を大幅に下回り、総額で3,407億円と見込まれ、前年度に対し10.3%の増となっている。

一方、県内事業所ベースでみた法人所得（参考）の動きをみると、49、50年度に大幅な落ち込みを続けたあと、昨年度に31.5%増と回復に転じていたが、52年度には再びその増勢が鈍化し、14.4%の増加となり、所得水準自体もピーク時の48年度を依然下回っている。この結果、法人所得関連項目である法人企業から個人への移転、法人税及び税外負担、法人留保の諸項目は、それぞれ12.1%、16.3%、15.2%の増と伸び悩みを示した。

以上のような動きがみられた結果、県民所得の項目別構成は、次のようになった。

図-2 県民所得の構成



すなわち、雇用者所得が全体の59.1%を占め、次いで個人業主所得22.2%、個人の財産所得11.3%、その他7.4%

表-4 県民総支出

(単位：億円，%)

項目	51年度(実績)	52年度(見込み)	前年度比		構成比	
			51/50	52/51	51	52
1. 個人消費支出	1,701,400	1,914,384	14.4	12.5	53.4	53.5
(1) 家計消費支出	1,674,055	1,885,359	14.6	12.6	52.5	52.7
a 飲食費	555,578	613,648	11.5	10.5	17.4	17.2
b 被服費	155,338	174,755	28.2	12.5	4.9	4.9
c 光熱費	66,050	75,391	23.6	14.1	2.1	2.1
d 住居費	263,912	283,626	6.1	7.5	8.3	7.9
(a) 地代・家賃	127,966	137,811	7.3	7.7	4.0	3.9
(b) その他	135,946	145,815	4.9	7.3	4.3	4.1
e 雑費	633,177	737,939	17.6	16.5	19.9	20.6
(2) 民間非営利団体の消費支出	27,345	29,025	3.6	6.1	0.9	0.8
2. 財政の財貨サービス経常購入	349,949	389,403	12.6	11.3	11.0	10.9
3. 県内総資本形成	1,229,179	1,319,562	13.8	7.4	38.6	36.9
(1) 総固定資本形成	1,107,079	1,199,786	8.6	8.4	34.7	33.5
a 民間	836,725	856,092	7.8	2.3	26.3	23.9
(a) 住宅	230,364	238,254	8.2	3.4	7.2	6.7
(b) 企業設備	606,361	617,838	7.6	1.9	19.0	17.3
b 財政	270,354	343,694	11.0	27.1	8.5	9.6
(a) 住宅	17,061	24,927	20.6	46.1	0.5	0.7
(b) 企業設備	122,497	152,286	18.7	24.3	3.8	4.3
(c) 一般財政	130,796	166,481	3.7	27.3	4.1	4.7
(2) 在庫品増加	122,100	119,776	101.1	△1.9	3.8	3.3
a 民間企業	116,940	113,308	102.9	△3.1	3.7	3.2
b 財政による企業	5,160	6,468	67.6	25.3	0.2	0.2
4. 移出	3,136,974	3,461,713	18.5	10.4	98.4	96.8
5. (控除) 移入	3,167,268	3,480,891	18.1	9.9	99.4	97.3
6. 統計上の不突合	△83,722	△48,899	△2.6	△1.4
県内総支出(市場価格表示)	3,166,512	3,555,272	14.4	12.3	99.3	99.4
7. 県外からの純所得	20,928	21,702	1.1	3.7	0.7	0.6
県民総支出(市場価格表示)	3,187,440	3,576,974	14.3	12.2	100.0	100.0

の順となっている(図-2)。

4 県民総支出

昭和52年度の県民総支出は、名目値で3兆5,770億円と見込まれ、51年度の3兆1,874億円に対し、3,896億円、12.2%の増となった。しかし、伸び率としては51年度の14.3%を下回っており、需要の伸びが再び停滞に転じたことを示している。

なお、これを物価上昇分を控除したあとの実質値(昭和45年価格)でみると、1兆9,218億円と見込まれ、51年度の増加率6.9%を僅かに下回る6.7%の増加となった。これは52年度中における物価の上昇テンポが、卸売及び消費者物価等の動きにみるように近年になく安定していたことによるものである(表-4)。

これを、主要項目別についてその動きをみると、個人消費支出は1兆9,144億円で12.5%の増、実質額では9,507億円で5.6%の増となったが、名目値、実質値とも前年度の増加率を下回り、消費の伸び悩みを示した。

次に、財政の財貨サービス経常購入は3,894億円で、前年度に比べ11.3%の増、実質額では1,802億円で8.2%の増と、ほぼ前年度並みの伸びとなった。

一方、県内総資本形成についてみると総額で1兆3,196億円と見込まれ、前年度に対し7.4%の増加となったが、その伸びは大幅に鈍化している。このうち、総固定資本形成は1兆1,998億円で、前年度比8.4%の増と、51年度の増加率8.6%を僅かに下回る伸びとなった。これは民間部門が住宅及び設備投資の面での停滞から2.3%増と伸び悩みを示したのに対し、財政部門が27.1%増という昨年度を大幅に上回る伸びを示したことに支えられたものである。

反面、在庫品増加は、景気回復の足踏み状態がみられたことなどから在庫調整が進み、総額1,198億円となり、前年度に対する増加率は1.9%の減少となった。この結果、県内総資本形成全体としては上述したような伸び悩み現象を示すこととなったのである。

これを実質額においてみると、県内総資本形成は8,096億円で、前年度に比べ4.8%の増となり、うち、総固定資本形

成は7,401億円、5.7%の増、在庫品増加は695億円、3.6%の減少となっており、県内の投資活動の停滞がうかがえる。

次に、移出入をみると、移出は3兆4,617億円で前年度比10.4%の増、移入は3兆4,809億円で同じく9.9%の増となり、移出入の差額では192億円の移入超過となった。また実質額では、移出が1兆9,669億円で、前年度に比べ7.6%の増、移入は1兆9,707億円で同じく7.6%の増となっている。移出、移入とも生産、消費の増勢鈍化を反映し、前年度を下回る伸びとなっている。

以上のような動きがみられた結果、名目値における県民総支出の構成は、次のようになった。

すなわち、個人消費支出53.5%、財政の財貨サービス經常購入10.9%、県内総資本形成36.9%、移出入差額と統計上の不突合△1.9%、県外からの純所得0.6%の構成比率となっている。(企画指導担当)

参 考

基本勘定

(1) 県内総生産と総支出勘定

(単位：百万円、%)

項 目	51年度(実績)	52年度(見込み)	前 年 度 比		構 成 比	
			51/50	52/51	51	52
県内純生産(要素費用表示)	2,658,446	2,985,435	14.4	12.3	84.0	83.9
資本減耗引当	353,465	394,666	4.5	11.7	11.2	11.1
間接税	205,350	228,863	34.6	11.5	6.5	6.4
(控除) 經常補助金	50,749	53,692	6.5	5.8	1.6	1.5
県内総生産(市場価格表示)	3,166,512	3,555,272	14.4	12.3	100.0	100.0
個人消費支出	1,701,400	1,914,384	14.4	12.5	53.7	53.8
財政の財貨サービス經常購入	349,949	389,403	12.6	11.3	11.1	11.0
県内総固定資本形成	1,107,079	1,199,786	8.6	8.4	35.0	33.7
在庫品増加	122,100	119,776	101.1	△1.9	3.9	3.4
移出	3,136,974	3,461,713	18.5	10.4	99.1	97.4
(控除) 移入	3,167,268	3,480,891	18.1	9.9	100.0	97.9
統計上の不突合	△83,722	△48,899	△2.6	△1.4
県内総支出(市場価格表示)	3,166,512	3,555,272	14.4	12.3	100.0	100.0

(2) 県民所得分配勘定

(単位：百万円、%)

項 目	51年度(実績)	52年度(見込み)	前 年 度 比		構 成 比	
			51/50	52/51	51	52
雇 用 者 所 得	1,555,908	1,776,114	15.1	14.3	58.1	59.1
個人業主所得	617,316	668,070	4.6	8.2	23.0	22.2
個人の財産所得	308,804	340,694	21.0	10.3	11.5	11.3
法人企業から個人への移転	2,100	2,354	18.3	12.1	0.1	0.1
法人税および税外負担	105,753	123,014	17.6	16.3	3.9	4.1
法人 留 保	108,598	125,094	54.0	15.2	4.1	4.2
財政の事業所得及び財産所得	7,141	8,869	36.7	24.2	0.3	0.3
(控除) 一般財政負債利子	20,902	30,936	41.8	48.0	0.8	1.0
(控除) 消費者負債利子	5,344	6,136	20.0	14.8	0.2	0.2
県民所得(要素費用表示)	2,679,374	3,007,137	14.3	12.2	100.0	100.0
県内純生産(要素費用表示)	2,658,446	2,985,435	14.4	12.3	99.2	99.3
県外からの純所得	20,928	21,702	1.1	31.8	0.8	0.7
県民純生産(要素費用表示)	2,679,374	3,007,137	14.3	12.2	100.0	100.0
(参考) 法人所得	231,769	265,073	31.5	14.4	8.7	8.8

自動販売機あれこれ

近代以後の社会は、広大で開放的な分業社会であり、前近代社会に比して、接触範囲の拡大したことが、特徴の一つとしてあげられている。社会が無限に分化し拡大し、接触範囲が広がると、接触の性質は間接化し、コミュニケーションもパーソナル(親密)なものからインパーソナル(形式的)なものに変化しないわけにはいかない。

インパーソナルな接触の一例として売買関係があげられる。人間は、生活に必要な品物の売買のため、これまでに多くの他人と接触してきた。

ところが、最近ではインパーソナルな関係さえ通り越し、人間との接触なしに品物を買う例がでてきた。近年になって急速に普及してきた自動販売機がそれである。国語辞典に、「お金を入れるとひとりで品物が出てくる機械」と解説されているこの機械で、現在は、たばこから乾電池、おみくじまでいろいろなものが買える時代となった。

日本自動販売機工業会の発表によると、昭和52年末現在で、自動販売機は、国民33人に1台の割合で普及し、1人当り年間17,350円の買い物をしたことになっている。

同工業会加盟の機械メーカー、商品メーカーなどを対象に調べたもので、両替機やコインテレビ、パーキングメーターなどの自動サービス機を含んだ自動販売機の普及台数は、昭和52年末現在で、339万1,280台となっている。自動販売機を機種別にみると、清涼飲料、牛乳、コーヒー、ビールなどの飲料が39.3%、自動サービス機28.2%、カミソリ、くつ下や新聞、雑誌、日用品雑貨などの販売機が18.0%となっており、飲料販売機の伸びが顕著となっている。

昭和52年の1年間、自動販売機で売った商品、サービスの総売上は、1兆9,801億1,608万円である。売り上げでは、切符(40.7%)、飲料(33.3%)、たばこ(11.7%)が多い方で、これだけで総売上の86.0%を占めている。

このような自動販売機の普及が、生活構造が複雑化した現代人の社会生活に、いろいろな便宜を与えたことは否定できない。閉店後でも、深夜でも、熱いコーヒーや熱燗の酒などが買える場所もでてきた。これからも各種自動販売機の増加は続くものと思われる。

「地下鉄の電車はどこから入れたか」の万才で人気者となった春日三球・照代の最近のネタは、自動販売機である。

「将来は、花嫁も好みに応じて自動販売機で買えるようになる」というような話で寄席の客が笑っている。もちろん、そんな機械が製作されるはずはないのだが、このような話で、笑いを誘うことができるのは、今後もお多くの人々が感じているからだろう。

このように、自動販売機は、人間の社会生活のなかで多くの役割をもつこととなったが、反面そこには、広大な社会のなかで強制的に画一化され、消費・余暇生活においても標準化された現代社会生活の一断面がみられるような気がする。機械が相手では、価格を割引いてもらうこともできないし、店員とあれこれ相談のうえ商品を買うなどというショッピングの楽しさも減少される。店員がいるのに、自動販売機で食券を買わなければならない食堂もでてきたが、そこでは望まなければ店員との会話は必要ない。昔の歌にあるような、たばこ屋の看板娘に会いたくて、毎日たばこを買に行ったというような人間らしい行為の場も、現代では狭くならざるを得ない。

機械が故障する心配も全くなかったわけではない。正しくお金を入れたのに、品物が出なかったり、つり銭が不足していたりする例もないわけではないし、特に、千円札を使う時などは、大きさに言えば、一種の緊張感を伴うことが多いものである。

硬貨を入れて好きな音楽を聞くジューク・ボックスも自動販売機の一つであるが、今は、むしろ誰でも手軽に歌える「カラオケ」の方が大変なブームを呼んでいる。これには、いろいろな要因があるだろうが、一つには、機械的、一方的大衆販売にあきたらない人々が、人間本来の特徴である自発性、創造性の発揮の場を求めようとしている心理に基づくところが多い……などというのは考え過ぎだろうか？

ともあれ、自動販売機が、現代人の社会生活に密着してしまったことは、疑いのない事実であろう。

(資料：時局ダイジェスト1978・4月号)

(消費統計 高野)

草野球必勝法 …………… その3

— 相手の実力をためす力をつけよ —

野球の実力の違いは、当然のことながら、打力と守備力の差というだろう。でも草野球では、その日の調子によってその実力の振幅が大きいものだ。結論を言えば、勝敗は試合を終わって見なければわからないということだろう。

「草野球必勝法」も今回で3回目、少し力がついたところで、相手チームの実力を試す駆け引きを覚えておこう。

けん制球の投げ方で判る実力

ランナーで塁上にいる時には、出来るだけ大きなリードを取ることは誰でも知っている。ところがピッチャーのけん制球についての知識が足りないばかりに、無残にもアウトということがよくある。この場合はランナーよりもピッチャーの方が上手ということだ。

ところが、草野球では、どこのチームのピッチャーもけん制が上手でルールに精通しているとは限らない。それにルールを知っていても、トツさの場合身体が覚えてなければ役には立たない。

では例によって、注意すべき点を例題で確認しながら話を進めよう。

問 ランナー一塁、左ピッチャーがセットポジションから自由な足を振って投手板の後縁を越えたが一塁へ送球した。ボークになるだろうか。

答 ボークとなる。自由な足が投手板の後縁を越えれば、二塁へ送球するとき以外は当然打者に投球しなければならない。このことは比較的よく知られている。

投手板に触れている投手が、投手板に触れたままで、けん制球を投げる場合は、自由な足を直接その塁の方へ踏み出すことが要求されている。しかし、送球することは要求されていない。(一塁へのけん制だけは例外)

問 ランナー一・三塁のとき、ピッチャーが三塁へ踏み出して、三塁ランナーを塁にもどすために送球するとみせかけただけで送球せず、引きつづき一塁へ振り向き踏み出して送球した。ボークとなるか。

答 ボークではない。

偽投は頭を使って用いよ

こういうけん制球には、実はよく引っかかってしまう。小生も一度やられた。一塁ランナーは充分気を付けなければならない。ピッチャーの方からみれば、有効なけん制球

なので是非ためしてみるとよい。

ただし、この場合気をつけなければならないのは、三塁への偽投は、必ず足だけ踏みだせばよいということではない。最初に踏み出した塁(一塁を除く)走者を、塁に戻すに足る明らかな投げるまねをしたか、しなかったかによって、ボークか否かを判定されるからだ。

これまで読んできた諸君は、けん制球にはよもや引っかかることはないと思うが、次のケースではどうしたらよいだろうか。自分がピッチャーだったらどうするか、充分検討してもらいたい。又、審判員だったら。

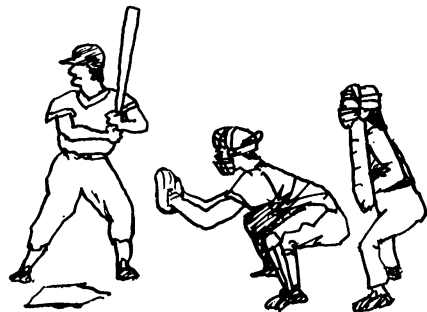
問 ピッチャーがセットポジションから一塁を見たとき、一塁ランナーは二盗を図った。ピッチャーは投手板に触れたままぐるりと回って二塁へ送球した。ランナーは途中から素早く一塁へ戻った。攻撃側から、ランナーのいない塁への送球はボークではないかと抗議があったが、どう判定したらよいか。

答 ボークではない。

ただし、ピッチャーとして気を付けなければならないのは、二塁への盗塁を防ぐ目的で、第1動作で二塁の方向に正しく自由な足を踏みだすか、投手板を正規にはずして送球することが必要だ。投手板に触れたままのけん制では、一塁へ踏み出したのを中止して二塁へ送球するとボークとなる。

ここがキチンと出来ればピッチャーのけん制は上出来だろう。うまいランナーにはボークをさそわれる。要注意。要注意。諸君の健闘を祈る。では今回はこれまで。

(行政資料室 高野)



1 主 要

茨 城 県

年 月	世 帯 と 人 口			金 融 機 関 預 貸 金 (増 減)		手 形 交 換 高		百 貨 店 売 上 高	鉱 工 業 生 産 指 数 (鉱 工 業 総 合)
	世 帯	人 口	人 口 増 加 率	実 質 預 金	貸 出 金	枚 数	金 額		
	世 帯	人	%	億	円	千 枚	百 万 円	百 万 円	昭 50 年 = 100
昭和50年	590 131	2 342 198	20.81	3 385	1 472	1 618	1 127 165	41 237	100.0
51	602 414	2 378 220	15.38	3 639	1 626	2 028	1 405 144	46 418	119.7
52	614 850	2 415 580	15.71	3 523	1 860	2 540	1 792 009	48 376	134.5
52.12	616 793	2 421 659	1.51	1 062	573	256	185 704	6 631	136.6
53. 1	617 623	2 425 327	1.11	△ 844	△ 278	184	147 172	3 912	127.0
2	618 407	2 428 012	0.95	△ 68	215	196	136 759	3 248	134.1
3	619 064	2 430 324	1.36	1 044	328	217	155 153	4 262	145.9
4	621 133	2 433 625	2.98	△ 218	2	182	147 745	3 855	145.7
5	625 283	2 440 899	2.50	321	△ 367	243	174 814	4 055	138.8
6	627 292	2 447 003	1.36	661	159	215	168 072	4 094	142.0
7	628 385	2 450 335	1.37	330	251	223	158 656	4 877	150.5
8	629 244	2 453 683	2.25	44	114	214	160 479	3 385	144.8
9	630 907	2 459 197	1.06	1 098	606	210	154 188	3 623	157.2
10	631 560	2 461 806	1.40	△ 163	△ 4	211	160 232	4 481	154.3
11	632 814	2 465 251	…	533	△ 22	211	151 329	4 152	158.2
資 料	県 統 計 課			日 本 銀 行 水 戸 事 務 所					

全 国

年 月	人 口		銀 行 券 発 行 高	全 国 銀 行 勘 定		手 形 交 換 高		百 貨 店 売 上 高	鉱 工 業 生 産 指 数 (鉱 工 業 総 合)
	人 口	人 口 増 加 率		実 質 預 金	貸 出 金	枚 数	金 額		
	千 人	%	億 円 (年 月 末)		千 枚	億 円	億 円	昭 50 年 = 100	
昭和50年	111 937	17.15	126 171	855 129	887 672	407 201	7 530 833	40 651	100.0
51	113 086	10.26	140 200	969 248	986 722	419 296	8 178 295	44 085	111.1
52	114 365	11.31	154 380	1 083 871	1 081 046	425 223	9 128 121	46 413	115.6
52.12	114 340	0.22	154 380	1 083 871	1 081 046	43 403	935 486	7 332	121.1
53. 1	114 365	1.10	129 093	1 062 900	1 077 731	30 313	724 361	3 153	107.2
2	114 491	0.45	132 683	1 068 684	1 084 536	32 870	725 375	3 026	113.7
3	114 542	0.71	134 191	1 105 517	1 101 995	36 265	905 054	4 107	127.5
4	114 624	0.58	134 279	1 121 199	1 102 985	30 877	815 570	3 687	123.0
5	114 690	1.11	127 231	1 141 245	1 094 471	39 435	910 011	3 549	119.7
6	114 817	0.71	136 630	1 156 940	1 112 292	35 489	865 555	3 672	124.8
7	114 898	0.34	139 176	1 157 322	1 121 880	38 248	836 591	5 165	124.6
8	114 937	1.24	134 873	1 160 793	1 127 184	35 536	820 802	3 262	118.2
9	115 080	…	135 544	1 185 026	1 142 971	34 925	884 063	3 359	129.0
10	p 115 190	…	135 758	1 168 783	1 142 995	35 150	878 574	4 105	127.1
11	p 115 280	…	138 728	1 211 403	1 157 964	35 145	857 905	4 070	127.3
資 料	総 理 府 統 計 局		日 本 銀 行 統 計 局				通 産 省		

(注) ※は年度数値。世帯と人口の各年の数値は10月1日現在。
 全国の産業用大口電力消費量は9電力会社の計。

指 標

茨 城 県

調査産業 平均賃金	賃金指数	雇用指数	有 効 求人倍率	消 費 者 物 価 指 数 (水戸市)	家計消費支出 (水戸市) (勤労者)	産 業 用 電力消費量 (50KW以上)	建 築 着 工		年 月
							工 事 費 額	床 面 積	
サービス業を含む			倍	昭50年=100	円	Tkwh	百万円		
166 470	100.0	100.0	* 0.81	100.0	158 185	* 3 730 583	400 541	5 360	昭和50年
186 008	113.2	102.3	* 1.05	109.1	177 776	* 4 454 759	389 268	5 520	51
200 576	122.6	103.1	* 0.88	118.1	205 847	* 4 674 525	443 419	5 643	52
467 265	285.6	103.0	0.82	117.6	342 372	386 373	35 575	438	52.12
160 636	98.2	102.4	0.81	119.0	183 194	366 950	28 232	354	53. 1
158 971	97.2	102.0	0.75	119.7	172 305	380 950	40 324	499	2
175 155	107.1	101.7	0.81	120.6	356 521	391 225	40 141	449	3
164 778	100.7	104.0	0.79	121.7	212 702	391 261	51 663	568	4
165 525	101.2	103.5	0.83	123.4	184 115	453 343	54 354	577	5
343 172	209.8	103.4	0.89	122.6	206 424	444 725	50 138	558	6
240 458	147.0	102.9	0.84	123.0	206 802	434 318	50 264	630	7
166 777	101.9	103.0	0.97	123.3	165 313	420 667	39 254	469	8
167 238	102.2	103.0	0.99	123.9	154 479	427 374	39 568	474	9
168 484	103.9	102.4	1.03	126.2	196 443	456 520	47 616	538	10
171 853	100.5	102.6	1.03	123.6	188 007	447 028	43 163	533	11
県 統 計 課			県職業 安定課	県 統 計 課	東京電力 茨城支店	建 築 指 導 課			資 料

全 国

調査産業 平均賃金	賃金指数	雇用指数	有 効 求人倍率	消 費 者 物 価 指 数	家計消費 支 出 (勤労者)	産 業 用 大 口 電力消費量	建 築 着 工		年 月
							工 事 費 額	床 面 積	
サービス業を含む			季調済	昭50年=100	円	百万kwh	億円		
177 213	100.0	100.0	0.61	100.0	166 032	* 164 836	146 766	196 292	昭和50年
200 242	112.8	98.3	0.64	109.3	180 662	* 178 080	164 082	215 474	51
219 616	123.2	97.9	0.56	118.1	197 937	* 177 570	177 658	218 509	52
512 389	287.4	97.0	0.53	119.1	299 239	14 667	15 119	18 449	52.12
177 872	99.8	96.2	0.52	119.6	185 896	13 927	12 496	15 041	53. 1
170 499	95.6	95.9	0.54	120.1	173 737	13 761	13 750	16 430	2
192 601	108.0	95.8	0.55	121.2	217 609	15 042	16 020	19 385	3
178 585	100.2	97.9	0.55	122.5	202 330	14 367	17 430	20 681	4
176 910	99.2	97.7	0.53	123.2	191 221	14 780	14 816	17 707	5
321 808	180.5	97.5	0.54	122.5	204 501	15 273	19 291	22 868	6
316 994	177.8	p 97.3	0.56	123.0	224 158	15 887	19 608	23 134	7
197 031	110.5	p 96.9	0.57	123.1	208 343	15 276	16 803	19 184	8
r 180 623	101.3	p 96.5	0.58	124.6	186 669	15 269	16 101	18 258	9
183 228	102.8	p 96.3	0.58	124.8	196 578	15 465	16 990	19 210	10
p 118 116	p 105.5	p 96.3	0.60	123.5	195 902	p 15 121	17 318	20 237	11
勞 働 省			総 理 府 統 計 局	通 産 省	建 設 省			資 料	

2 人 口

2-1 世帯，人口および人口移動

(単位：世帯，人)

年月日	世帯数	人 口			増減数	人 口 移 動				
		総 数	男	女		自 然 動 態		社 会 動 態		外国人 増 減
						出 生	死 亡	転 入	転 出	
50.10.1	590 131	2 342 198	1 159 707	1 182 491	39 059	40 027	16 641	129 716	114 166	123
51.10.1	602 414	2 378 220	1 178 688	1 199 532	35 593	39 596	16 645	124 726	112 044	△ 40
52.10.1	614 850	2 415 580	1 198 814	1 216 766	37 832	38 469	16 255	125 809	110 465	274
53. 2.1	618 407	2 428 012	1 205 144	1 222 868	2 685	3 320	1 776	7 657	6 504	△ 12
3.1	619 064	2 430 324	1 206 300	1 224 024	2 312	2 961	1 588	8 079	7 192	52
4.1	621 133	2 433 625	1 208 067	1 225 558	3 301	3 327	1 481	24 782	23 326	△ 1
5.1	625 283	2 440 899	1 212 089	1 228 810	7 220	2 907	1 279	19 141	13 549	—
6.1	627 292	2 447 003	1 215 663	1 231 340	6 104	3 434	1 306	12 324	8 371	23
7.1	628 385	2 450 335	1 217 351	1 232 984	3 332	3 115	1 245	8 353	6 896	5
8.1	629 244	2 453 683	1 218 981	1 234 702	3 348	3 156	1 266	8 308	6 803	△ 47
9.1	630 907	2 459 197	1 221 835	1 237 362	5 514	3 328	1 200	10 908	7 527	5
10.1	631 560	2 461 806	1 223 059	1 238 747	2 609	3 154	1 182	7 147	6 550	40
11.1	632 814	2 465 251	1 225 019	1 240 232	3 445	3 203	1 311	8 875	7 376	54
12.1	634 063	2 468 525	1 226 627	1 241 898	3 274	2 941	1 264	8 688	7 104	13
54. 1.1	634 902	2 472 359	1 228 481	1 243 878	3 834	3 092	1 487	9 576	7 240	△107

(注) 人口移動のうち (1) 昭和50年～昭和52年については各年の年間数値を示す。

資料：県統計課

(2) 昭和52年～昭和53年の月別人口移動については前月の月間数値を示す。

昭和50年10月1日の世帯数，人口については，国勢調査の確定数である。

2-2 市町村別人口と世帯

(単位：人，世帯)

市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	54 年 1 月 1 日			市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	54 年 1 月 1 日		
		人口総数	対前月 人口増加	世帯数			人口総数	対前月 人口増加	世帯数
総 数	2 342 198	2 472 359	3 941	634 902	竜ヶ崎市	40 565	42 393	20	11 107
市 部	1 160 352	1 217 477	1 510	333 952	那珂湊市	33 147	32 968	3	8 522
郡 部	1 181 846	1 254 882	2 431	300 950	下妻市	29 235	30 239	△ 9	7 356
					水海道市	38 820	39 912	37	9 536
水戸市	197 953	210 525	303	65 391	常陸太田市	35 322	35 871	23	9 249
日立市	202 383	203 578	△ 9	56 799	勝田市	79 996	87 643	236	23 183
土浦市	104 028	109 558	131	31 093	高萩市	30 982	31 773	85	8 765
古河市	55 973	56 336	△ 41	15 473	北茨城市	44 332	45 559	31	12 177
石岡市	43 679	46 775	67	12 747	笠間市	30 909	31 131	△ 1	7 842
下館市	57 778	60 057	114	15 088	取手市	52 816	64 884	393	18 543
結城市	44 130	48 520	71	12 216	岩井市	38 304	39 755	56	8 865

市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	54年1月1日			市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	54年1月1日		
		人口総数	対前月 人口増加	世帯数			人口総数	対前月 人口増加	世帯数
東茨城郡	132 357	136 360	65	32 883	稲敷郡	126 952	145 782	729	36 077
常澄村	9 247	9 547	△ 3	2 112	江戸崎町	12 176	12 770	25	3 135
茨城町	30 574	32 019	19	7 421	美浦村	8 161	13 000	16	3 595
小川町	17 251	18 007	7	4 360	阿見町	29 737	32 100	28	8 187
美野里町	17 159	18 465	50	4 387	牛久町	27 674	34 477	271	9 033
内原町	13 659	14 177	2	3 116	莖崎村	8 305	12 305	387	3 065
常北町	10 549	10 583	△ 2	2 702	新利根村	8 591	8 724	△ 10	1 935
桂村	6 896	6 819	△ 8	1 778	河内村	11 657	11 564	10	2 566
御前山村	5 356	5 219	△ 1	1 345	桜川村	7 866	7 950	3	1 801
大洗町	21 666	21 524	1	5 662	東村	12 785	12 892	△ 1	2 760
西茨城郡	64 502	66 721	75	16 211	新治郡	92 758	105 751	221	25 045
友部町	24 146	25 738	78	6 453	出島村	17 152	17 539	5	4 052
岩間町	15 012	15 342	△ 10	3 719	玉里村	6 126	6 822	89	1 614
七会村	3 015	2 927	△ 7	672	八郷町	27 483	27 856	—	6 214
岩瀬町	22 329	22 714	14	5 367	千代田村	18 634	20 073	43	5 018
那珂郡	111 760	116 975	194	29 952	新治村	8 549	8 688	16	2 019
東海村	25 151	28 183	123	7 089	桜村	14 814	24 773	68	6 128
那珂町	34 213	36 731	60	9 486	筑波郡	91 789	98 970	217	23 463
瓜連町	7 117	7 141	△ 9	1 731	谷田部町	22 225	24 102	22	5 890
大宮町	23 489	24 077	21	6 268	伊奈村	15 250	18 709	162	4 504
山方町	9 864	9 490	10	2 500	谷和原村	10 152	10 244	15	2 258
美和村	6 151	5 819	2	1 425	豊里町	10 898	11 506	3	2 568
緒川村	5 775	5 534	△ 13	1 453	筑波町	22 011	22 384	9	5 276
久慈郡	55 967	54 085	△ 8	13 683	大穂町	11 253	12 025	6	2 967
金砂郷村	11 310	10 979	△ 15	2 719	真壁郡	74 377	76 894	29	17 604
水府村	8 284	7 961	△ 12	1 998	閩城町	14 845	15 497	16	3 439
里美村	5 507	5 263	9	1 342	明野町	16 521	17 340	17	3 994
大子町	30 866	29 882	10	7 624	真壁町	20 685	20 856	△ 1	4 950
多賀郡	10 127	10 794	8	2 804	大和村	7 319	7 433	10	1 601
十王町	10 127	10 794	8	2 804	協和町	15 007	15 768	△ 13	3 602
鹿島郡	157 297	163 698	231	39 192	結城郡	49 506	51 048	65	11 196
旭村	10 217	10 429	7	2 276	八千代町	22 160	22 545	23	4 720
銚田町	26 643	27 004	3	6 528	千代川村	8 126	8 415	27	1 885
大洋村	9 517	9 644	△ 12	2 212	石下町	19 220	20 088	15	4 591
大野村	11 104	12 277	11	2 886	猿島郡	100 055	106 205	112	23 539
鹿島町	37 126	38 072	101	9 012	総和町	32 074	34 766	34	7 958
神栖町	29 974	32 188	45	8 220	五霞村	8 636	8 657	9	1 763
波崎町	32 716	34 084	76	8 058	三和町	20 842	23 270	86	5 169
行方郡	69 983	71 080	12	16 850	猿島町	14 156	14 445	△ 5	2 884
麻生町	18 194	18 074	—	4 120	境町	24 347	25 067	△ 12	5 765
牛堀町	6 837	6 752	△ 8	1 636	北相馬郡	44 416	50 519	481	12 451
潮来町	20 670	21 788	5	5 581	守谷町	14 505	16 371	75	3 965
北浦村	10 921	11 006	△ 4	2 416	藤代町	20 407	23 317	82	5 877
玉造町	13 361	13 460	19	3 097	利根町	9 504	10 831	324	2 609

(注) (1) 「人口増加」は住民基本台帳に基づいたもので、外国人は含まない。

資料：県統計課

3 勞 働

3-1 産業別賃金指数

(昭和50年=100)

年 月	調 査 産 業 計		建 設 業	製 造 業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電 気・ガ ス 水 道 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
	サ ー ビ ス 業 を 含 む	サ ー ビ ス 業 を 除 く							
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	113.2	112.8	105.6	112.6	114.8	121.5	113.8	109.0	114.0
52	122.6	122.6	102.5	122.9	124.5	132.7	126.4	121.3	121.2
53. 1	98.2	98.0	101.5	96.9	114.7	93.5	97.4	91.2	97.6
2	97.2	98.0	93.9	98.4	105.0	90.4	98.8	91.3	93.2
3	107.1	101.2	91.7	99.0	103.5	99.4	117.6	100.3	124.4
4	100.7	101.4	101.1	102.2	106.2	97.9	99.4	90.4	96.9
5	101.2	102.7	92.8	105.0	103.4	92.4	101.1	99.6	94.5
6	209.8	202.5	100.0	211.8	140.5	306.9	181.6	289.5	228.5
7	147.0	160.4	147.2	164.8	191.2	126.2	150.3	94.8	101.7
8	101.9	103.6	95.5	103.9	109.6	93.7	109.8	94.3	94.8
9	102.2	104.3	91.4	106.4	108.5	91.5	104.8	93.5	93.8
10	104.5	105.7	95.2	106.4	109.1	92.6	113.2	94.6	98.7
11	105.0	106.8	97.5	108.4	108.0	102.6	107.5	94.2	97.6
12	300.0	293.4	182.5	297.5	285.8	362.1	296.5	320.0	315.5

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-2 産業別雇用指数

(昭和50年=100)

年 月	調 査 産 業 計		建 設 業	製 造 業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電 気・ガ ス 水 道 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
	サ ー ビ ス 業 を 含 む	サ ー ビ ス 業 を 除 く							
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	102.3	101.5	91.5	101.0	111.2	93.3	104.0	103.3	106.1
52	103.1	101.9	95.9	101.5	113.8	85.9	103.4	104.7	108.6
53. 1	102.4	101.0	99.9	100.3	112.1	84.8	102.7	102.9	108.7
2	102.0	100.5	100.0	99.7	111.3	85.2	102.6	102.8	108.9
3	101.7	100.0	100.8	98.9	112.6	85.4	101.7	101.9	109.5
4	104.0	102.1	102.1	100.8	117.1	90.5	101.9	110.9	112.2
5	103.5	101.6	99.9	100.3	117.5	90.9	101.3	106.1	112.3
6	103.4	100.9	96.1	99.7	117.0	90.1	101.0	104.2	114.6
7	102.9	100.8	99.8	99.4	117.4	90.0	100.7	104.6	112.2
8	103.0	101.0	99.9	99.8	116.6	90.6	100.7	104.1	112.0
9	103.0	101.0	98.7	99.8	116.9	90.5	101.1	104.2	111.7
10	102.4	100.3	95.8	99.1	116.7	90.0	100.2	103.5	111.8
11	102.6	100.6	97.3	99.4	116.9	89.7	100.2	103.2	111.9
12	102.4	100.4	98.9	99.2	116.5	89.3	99.9	103.2	111.4

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-3 労働時間

(単位：1人1ヵ月当たり、時間)

年 月	調査産業計		建設業	製造業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電気・ガス 水 道 熱供給業	サービス業	所 定 内 労 働 時 間
	サービス 業を含む	サービス 業を除く								調査産業計 (サービス 業を含む)
昭和50年	171.5	171.0	189.9	166.3	182.3	158.0	185.0	167.6	173.7	161.9
51	179.6	178.9	187.9	177.2	174.5	164.1	195.8	167.3	182.5	165.9
52	180.3	179.7	193.3	178.0	171.8	166.6	197.9	167.9	182.8	166.0
53.1	165.0	164.3	183.8	161.1	162.2	156.9	181.1	157.8	167.8	152.4
2	179.4	179.9	199.5	179.8	170.6	153.7	190.3	161.3	177.7	164.4
3	178.4	176.7	199.0	174.3	163.3	168.8	195.9	176.2	185.1	162.6
4	186.2	187.3	195.5	188.6	176.8	166.6	195.1	164.1	181.9	170.9
5	172.0	169.4	185.0	166.1	167.2	165.2	188.2	161.1	182.5	157.3
6	191.5	190.5	207.3	190.0	178.9	176.9	204.5	177.8	195.0	175.8
7	188.3	188.4	207.7	187.6	179.2	168.8	202.7	172.7	188.0	172.5
8	172.4	170.3	196.2	165.4	167.4	165.4	193.0	174.1	180.6	158.5
9	184.4	184.9	190.7	186.3	171.0	159.8	198.3	162.6	182.3	167.9
10	182.1	181.8	197.8	181.5	168.6	160.9	197.0	173.6	183.9	164.8
11	182.8	183.2	203.8	182.2	173.9	161.9	200.3	161.9	180.8	166.0
12	185.6	187.3	203.8	186.7	174.4	169.5	204.7	169.4	179.0	168.5

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-4 職業紹介

(単位：件)

年 度 月	一 般 職 業 紹 介 (パートタイムを含まない)						
	新規求人数 (A)	新規求職 申込件数(B)	有効求人数 (月平均) (C)	有効求職者数 (月平均) (D)	就 職 件 数	新規求人倍率 (A/B)	有効求人倍率 (C/D)
昭和50年度	62 967	50 505	13 700	16 924	17 544	1.25	0.81
51	69 458	51 684	17 109	16 325	17 732	1.34	1.05
52	61 620	55 231	15 285	17 399	16 912	1.12	0.88
53.2	4 626	4 637	13 339	17 746	1 502	1.00	0.75
3	6 191	5 403	15 600	19 183	1 561	1.15	0.81
4	5 911	5 359	15 618	17 781	1 456	1.10	0.79
5	5 603	5 031	16 505	19 969	1 425	1.11	0.83
6	5 969	4 373	17 070	19 137	1 453	1.37	0.89
7	5 443	4 327	15 916	18 900	1 368	1.26	0.84
8	7 685	4 493	18 080	18 661	1 407	1.71	0.97
9	7 551	4 506	18 287	18 436	1 547	1.68	0.99
10	6 345	4 380	18 803	18 334	1 437	1.45	1.03
11	4 858	3 560	17 660	17 099	1 315	1.36	1.03
12	3 850	2 571	15 028	15 329	1 065	1.50	0.98
54.1	7 153	5 313	16 424	16 430	1 354	1.35	1.00

(注) 学卒・日雇・パートタイムは除く。

資料：県職業安定課

4 農 業

農産物の平均販売価格

(単位：円)

年 月	うるち米 (自由売) (玄米60kg)	生 乳 (飲用10kg)	鶏 卵 (10kg)	豚 肉 (生体10kg)	肉 用 牛 (去勢肥育) (和牛・壮舎)	乳 用 牛 (めす、生後 6カ月) (ホルスタイン 純 種)	ブロイラー (生体10kg)
昭和51年12月	16 133	1 046	2 890	3 218	10 000	83 333	3 183
52	19 667	1 070	3 120	4 061	12 417	90 000	2 833
53	19 000	1 087	2 650	3 558	9 500	93 333	2 833
53. 2	18 667	1 053	2 375	4 066	12 417	90 000	2 517
3	18 333	1 057	2 190	3 971	12 417	90 000	2 533
4	18 667	1 043	2 315	3 762	12 000	90 000	2 417
5	18 667	1 043	2 055	3 619	10 000	90 000	2 367
6	18 333	1 043	2 090	4 018	9 500	96 667	2 333
7	18 000	1 038	2 060	4 428	9 500	93 333	2 450
8	17 000	1 087	2 365	4 446	9 500	93 333	2 517
9	18 100	1 086	2 475	4 267	9 500	93 333	2 683
10	18 167	1 089	2 300	3 736	9 500	93 333	2 667
11	18 167	1 086	2 315	3 594	9 500	93 333	2 750
12	19 000	1 087	2 650	3 558	9 500	93 333	2 833
54. 1	18 500	1 035	1 960	3 748	9 500	93 333	2 767

年 月	だいこん (1kg)	にんじん (1kg)	はくさい (1kg)	キャベツ (1kg)	な す (1kg)	きゅうり (1kg)	ピーマン (1kg)
昭和51年12月	27	30	16	32	409	370	321
52	26	31	12	27	297	313	140
53	21	77	10	38	338	347	261
53. 2	36	40	16	48	339	319	487
3	39	33	17	58	322	228	331
4	54	35	47	89	301	196	254
5	41	69	35	96	283	180	203
6	36	74	61	36	167	87	127
7	52	51	119	59	80	65	206
8	46	66	104	129	86	142	209
9	31	144	54	76	62	156	311
10	34	126	30	75	107	180	292
11	28	104	16	51	322	277	233
12	21	77	10	38	338	347	261
54. 1	20	83	14	42	331	236	333

(注) (1) 価格は、それぞれの代表生産地における価格である。
 (2) 野菜は、水戸市公設地方卸売市場の卸売価格による。

資料：農林省茨城統計情報事務所 (TEL 0292-31-2266)
 水戸市公設地方卸売市場

5 鋳 工 業

鋳工業生産指数

(昭和50年=100)

年 月	産業総合	公益事業	鋳工業	鋳業	製造工業	鉄網業	非鉄金属 工	金属製品 工	機械工業	一般機械	電気機械
	品目数202	2	200	7	193	9	10	9	85	28	46
	ウェイト 10 000.0	925.6	9 074.4	10.8	9 063.6	812.0	562.5	580.1	3 802.0	1 319.0	2 020.1
昭和51年	117.5	95.5	119.7	95.8	119.7	114.3	132.4	106.1	126.5	129.3	127.6
52	132.0	107.7	134.5	105.6	134.5	106.0	139.3	292.0	130.5	128.8	134.4
53	143.2	104.8	147.1	118.6	147.1	114.6	159.3	303.8	146.3	155.4	145.8
53. 1	r 124.5	103.7	r 126.6	122.2	r 126.6	109.2	141.0	246.4	r 122.5	126.6	r 123.8
2	r 130.8	102.1	r 133.7	125.0	r 133.7	106.4	144.2	259.1	r 134.1	131.1	r 140.5
3	r 140.1	85.3	r 145.7	122.2	r 145.8	109.3	162.2	275.8	147.1	166.8	142.3
4	138.7	69.5	145.7	113.0	145.8	102.6	161.0	269.4	150.2	151.9	157.2
5	r 132.8	73.2	r 138.9	123.1	r 138.9	113.1	152.9	262.6	135.8	138.9	135.5
6	r 144.0	92.8	r 149.2	121.3	r 149.2	116.4	172.2	322.9	149.7	156.8	149.5
7	r 147.1	113.2	r 150.6	123.1	r 150.6	118.4	168.5	320.8	147.1	148.0	153.5
8	r 145.1	146.4	r 145.0	97.2	r 145.0	115.9	159.2	306.7	135.9	145.4	134.4
9	r 153.2	112.5	r 157.4	126.9	r 157.4	112.3	156.7	352.2	161.2	179.7	159.0
10	149.1	98.5	154.3	108.3	154.3	121.0	162.8	352.4	152.4	169.8	144.4
11	154.4	117.3	158.2	122.2	158.2	125.8	169.9	362.4	155.1	168.3	151.3
12	158.1	142.9	159.7	118.5	159.7	125.2	160.4	315.2	164.0	181.4	158.4

年 月	鋳工業											
	製 造 工 業											
	機 械 工 業		窯 業 土 製 品 工 業	化学工業	石 油 石 炭 製 品 工 業	パルプ 紙・紙加 工 品 工 業	繊維工業	木 材 木 製 品 工 業	食 料 品 食 ば ば 工 業	そ の 他 の 工 業		
	輸送機械	精密機械									品目数	8
ウェイト												
266.3												
昭和51年	99.1	133.0	127.1	112.6	101.4	130.8	98.4	130.5	104.2	121.8		
52	88.6	158.0	149.1	112.2	109.2	141.4	90.2	114.3	111.6	124.7		
53	95.0	159.1	171.0	125.2	101.4	143.6	87.3	96.8	119.2	131.1		
53. 1	83.0	135.9	145.6	113.7	108.1	119.1	81.9	113.6	96.5	123.2		
2	92.0	144.7	148.8	113.8	101.2	133.4	87.0	109.8	107.0	121.3		
3	94.1	135.5	159.0	130.7	105.0	r 138.0	89.8	111.4	125.3	127.6		
4	86.1	153.3	165.0	132.4	105.0	146.7	88.9	91.2	123.1	125.5		
5	97.3	170.6	r 167.4	110.0	97.8	140.4	85.0	89.1	126.6	126.9		
6	105.5	165.2	r 171.7	54.8	84.8	155.4	91.3	93.9	135.0	130.4		
7	86.2	158.1	r 182.3	138.8	102.5	156.4	88.9	88.6	118.2	127.5		
8	80.0	163.0	r 175.0	146.4	104.7	139.6	88.1	94.5	125.0	132.9		
9	91.4	154.3	r 177.3	144.9	99.2	157.6	83.1	87.7	119.2	133.3		
10	103.8	184.7	183.8	142.2	104.0	149.4	85.9	88.3	108.7	139.1		
11	106.2	171.7	186.9	134.8	101.5	141.2	88.8	98.8	120.3	138.1		
12	114.4	172.5	189.6	139.3	102.5	146.1	88.3	94.1	125.1	146.9		

資料：県統計課

6 建 築

建築主別建築着工

(単位：百万円，千m²)

年 月	総 数		建 築 主					
			官 公 庁		会社その他の法人		個 人	
	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額
昭和50年	5 360	400 541	961	118 801	1 391	96 043	3 007	185 696
51	5 520	389 268	802	84 178	1 443	99 371	3 275	205 719
52	5 643	443 419	1 006	125 910	1 566	112 361	3 071	205 148
52.11	530	47 672	134	21 178	134	9 175	261	17 319
12	438	35 575	69	10 472	101	6 717	267	18 387
53. 1	354	28 232	43	5 179	88	7 272	224	15 781
2	499	40 324	103	11 561	111	8 652	285	20 112
3	449	40 141	65	11 612	80	7 036	304	21 493
4	568	51 663	116	17 669	138	12 776	313	21 218
5	577	54 354	203	26 657	110	9 345	264	18 353
6	558	50 138	110	14 871	111	10 627	338	24 640
7	630	50 264	128	14 379	141	9 528	362	26 356
8	469	39 254	125	14 322	133	9 888	211	15 045
9	474	39 568	120	13 283	156	12 157	197	14 128
10	538	47 616	170	18 884	148	12 678	221	16 054

(注) 官公庁とは、国，都道府県，市町村を加えたものである。

資料：県建築指導課

7 電 力

産業別電力消費量

(単位：千kWh)

年度・月	総 数	農林・水産 養 殖 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 通 信 業	電 気・ガ 斯 水 道 業	そ の 他 の 産 業
昭和50年度	3 730 583	4 956	48 650	41 317	3 253 192	149 494	104 476	128 498
51	4 454 759	5 715	51 163	37 280	3 902 439	154 868	109 289	194 005
52	4 674 525	6 501	51 480	27 760	4 071 355	156 087	115 864	245 478
53. 2	380 950	602	4 147	2 567	328 081	13 599	9 490	22 464
3	391 225	586	4 282	2 798	339 740	14 120	9 682	20 017
4	391 261	664	4 148	2 610	340 363	11 609	10 341	21 526
5	453 343	589	4 136	2 127	398 412	12 482	10 400	25 197
6	444 725	505	3 997	1 863	386 693	11 562	10 148	29 957
7	434 318	650	4 168	2 223	370 388	13 328	11 670	31 891
8	420 667	712	3 989	2 156	360 454	13 708	12 141	27 507
9	427 374	694	4 152	2 009	372 257	12 833	11 343	24 086
10	456 520	686	4 260	2 232	397 587	12 600	11 776	27 379
11	447 028	627	4 163	2 354	387 467	12 357	11 044	28 943
12	429 224	693	4 131	2 498	369 777	13 555	11 105	27 465
54. 1	421 784	845	4 061	2 473	307 213	13 753	11 693	26 666

(注) 数値は東京電力茨城支店の50kw以上の電力販売量である。
なお，東電以外の自家発電は含まれない。

資料：電京電力茨城支店 (TEL.0292-25-1511)

8 金 融

金融機関別実質預金・貸出残高

(単位：億円)

年 月	総 額		銀 行		相 互 銀 行		信 用 金 庫		信 用 組 合	
	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出
昭和50年末	20 715	12 177	11 745	6 357	2 240	1 614	2 005	1 453	1 488	1 076
51	23 959	13 746	13 588	7 096	2 535	1 829	2 333	1 704	1 727	1 259
52	27 430	15 632	15 597	8 233	2 867	2 019	2 684	1 910	1 941	1 386
53. 1	26 586	15 354	15 082	8 066	2 779	1 994	2 648	1 881	1 869	1 340
2	26 518	15 570	15 076	8 201	2 784	2 024	2 645	1 901	1 860	1 346
3	27 562	15 898	15 986	8 345	2 867	2 076	2 684	1 947	1 922	1 386
4	27 344	15 900	15 742	8 394	2 886	2 070	2 727	1 946	1 906	1 350
5	27 665	15 534	16 035	8 020	2 901	2 051	2 758	1 946	1 896	1 338
6	28 325	15 692	16 368	8 087	2 969	2 095	2 819	1 970	1 921	1 334
7	28 655	15 942	16 543	8 264	2 981	2 108	2 877	1 999	1 944	1 344
8	28 700	16 057	16 577	8 341	2 976	2 100	2 917	2 021	1 957	1 356
9	29 798	16 663	17 302	8 772	3 086	2 183	2 955	2 062	2 007	1 394
10	29 635	16 659	16 933	8 752	3 049	2 174	2 978	2 081	2 000	1 397
11	30 168	16 637	17 378	8 675	3 090	2 215	3 026	2 115	2 011	1 417
12	31 406	17 572	17 840	9 298	3 286	2 330	3 240	2 204	2 161	1 497

年 月	労 金		商 工 中 金		農 協		漁 協		郵 便 貯 金 (総額には含まない)
	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	
昭和50年末	296	213	88	286	2 808	1 099	45	79	449
51	387	254	99	347	3 233	1 181	57	78	540
52	498	328	101	393	3 678	1 268	65	96	553
53. 1	496	326	107	395	3 541	1 258	64	95	288
2	496	331	114	398	3 479	1 274	65	96	249
3	505	340	103	396	3 407	1 296	88	111	418
4	500	346	99	396	3 411	1 294	72	105	418
5	504	350	114	400	3 388	1 322	69	108	264
6	542	352	117	410	3 519	1 337	70	107	376
7	558	359	107	412	3 577	1 347	69	109	366
8	555	361	105	415	3 544	1 353	69	110	306
9	551	366	104	416	3 723	1 359	69	112	293
10	550	373	111	416	3 942	1 351	72	114	337
11	553	379	121	426	3 918	1 298	72	112	325
12	623	393	108	434	4 078	1 298	70	117	593

資料：日本銀行水戸事務所 (TEL 0292-24-2734)
水戸郵便局調査課 (TEL 0292-21-2297)

9 物 価

水戸市の消費者物価指数

(昭和50年=100)

年 月	総 合	対前月 上昇率 (%)	対前年 (同月) 上昇率 (%)	食 料			住 居	光 熱	被 服
				うち主食	副 食 品				
昭和51年	109.1	—	9.1	109.1	111.5	109.0	106.1	106.3	109.1
52	118.1	—	8.2	116.8	120.3	115.5	112.7	113.2	118.3
53	122.5	—	3.7	120.7	125.9	117.7	117.1	110.6	122.8
53. 1	119.0	1.2	3.1	117.9	125.0	115.6	115.4	112.4	113.7
2	119.7	0.6	3.7	118.9	125.7	118.2	115.2	112.3	113.4
3	120.6	0.8	4.3	119.3	125.8	117.9	115.9	112.1	115.5
4	121.7	0.9	3.0	119.5	125.8	117.9	116.8	112.1	119.6
5	123.4	1.4	4.0	120.1	126.0	117.7	177.7	112.1	129.3
6	122.6	△ 0.6	3.9	117.2	126.1	110.3	117.8	112.1	132.4
7	123.0	0.3	4.0	118.5	126.1	113.0	117.8	112.1	133.3
8	123.3	0.2	4.1	121.0	126.1	121.0	117.7	112.1	124.6
9	123.9	0.5	2.9	122.9	126.1	122.7	117.5	111.7	124.3
10	126.2	1.9	3.2	129.5	126.1	120.9	117.3	106.3	124.3
11	123.6	△ 2.1	3.5	121.8	126.0	119.4	117.6	106.2	124.0
12	123.5	△ 0.1	5.0	121.7	125.9	117.5	118.1	106.2	121.9

年 月	雑 費	う ち 保健医療	理 容 衛 生	交 通 通 信	自 動 車 等 関 係 費	教 育	文 房 具	教 養 娯 楽
52	121.9	108.8	124.8	152.6	103.0	139.2	112.5	113.8
53	127.9	120.8	129.7	158.4	101.2	153.6	111.2	120.4
53. 1	124.5	111.2	127.9	155.7	102.8	143.8	111.8	117.0
2	125.7	121.7	128.1	155.7	102.8	143.8	110.6	117.5
3	126.8	121.7	128.1	155.7	102.8	143.8	110.6	120.7
4	127.9	121.8	128.0	155.7	102.6	156.9	111.7	120.3
5	128.1	121.9	129.0	155.7	102.0	156.9	111.7	120.8
6	128.1	121.9	129.0	155.7	101.0	156.9	111.7	121.2
7	128.5	121.8	130.8	158.8	100.7	156.9	111.7	120.7
8	128.5	121.8	131.2	158.8	100.7	156.9	110.7	120.8
9	128.3	121.4	130.7	158.8	99.8	156.9	110.7	120.7
10	128.2	121.4	131.1	160.0	99.8	156.9	110.7	119.8
11	129.8	121.5	131.1	165.0	99.6	156.9	110.7	122.2
12	130.3	121.7	131.1	165.0	99.6	156.9	111.7	123.3

資料：県統計課

10 経 済

年 月	財政資金(百万円)		銀行券受払高(百万円)		手 形 交 換 高 (千枚)	不渡手形 (枚)	信用保証(件)		証券取引高(百万円)	
	取 入	支 払	受 入	払 渡			保証承諾	代位弁済	株 式	公 社 債
昭和50年	399 675	514 349	406 359	446 955	1 618	10 724	22 466	317	178 379	69 862
51	440 290	598 922	438 614	489 408	2 028	14 089	23 323	451	261 852	133 834
52	531 101	674 674	470 424	507 878	2 540	19 005	22 592	601	278 476	298 373
52.12	52 516	56 147	47 546	103 511	256	1 610	3 455	56	21 682	28 178
53.1	49 021	25 554	76 714	26 204	184	1 449	1 086	40	21 169	25 087
2	33 658	24 378	34 339	40 884	196	1 297	1 494	83	31 299	27 959
3	55 988	91 637	34 420	41 664	217	1 604	1 882	56	41 440	31 977
4	44 722	81 623	35 510	39 834	182	1 118	1 648	79	34 455	26 355
5	63 821	68 415	44 237	36 307	243	1 868	1 855	37	24 476	24 715
6	46 772	86 966	46 036	62 268	215	1 541	1 970	26	26 972	20 367
7	48 001	43 146	41 735	38 151	223	1 594	2 032	46	33 923	45 025
8	47 048	34 085	47 572	40 779	214	1 605	1 692	35	42 528	30 926
9	49 618	79 087	34 119	39 295	210	1 632	1 606	61	41 378	31 722
10	39 512	62 767	35 599	43 117	211	1 612	1 728	59	57 479	36 579
11	45 624	87 709	31 595	42 267	211	1 703	1 906	39	33 693	34 649

資料：日本銀行水戸事務所（TEL 0292-24-2734）

11 消費生活相談

(単位：件)

年 月	受付件数	内 容 別 延 件 数								
		安 全 衛 生	品 質 機 能	価 格 料 金	表 示・広 告 包 装	販 売 方 法 契 約 サ ー ビ ス	ク リ ー ニ ン グ	買 物	そ の 他	
昭和51年	2 441	763	660	113	91	350	83	38	477	
52	3 052	1 007	1 017	136	210	528	87	34	581	
53	2 429	771	992	166	159	565	106	46	444	
53.2	247	85	92	16	15	48	5	5	56	
3	240	86	87	7	15	51	11	3	38	
4	125	35	54	10	5	39	6	2	21	
5	139	31	37	4	7	37	16	2	24	
6	270	79	110	12	21	76	5	13	52	
7	212	70	93	22	18	38	3	4	41	
8	191	64	77	22	19	44	11	4	28	
9	176	48	63	10	17	40	8	4	40	
10	201	67	93	11	9	54	12	—	36	
11	265	94	133	20	17	47	5	5	47	
12	177	53	71	10	6	54	12	0	26	
54.1	164	54	67	8	7	41	5	1	31	

資料：茨城県消費生活センター（TEL 0292-24-4722）

12 家 計

12-1 家計主要指標

(単位：円，%)

年 月	勤 勞 者 世 帯								全 世 帯		消費者 物 価 指 数
	実 収 入	(1) 可 処 分 所 得	消費支出	黒 字	(2) 貯蓄純増	(3) 平均消費 性 向	(4) 実質実収 入 指 数	(4) 実質消費 支 出 指 数	消費支出	(5) エンゲル 係 数	
水 戸 市											
昭和50年	215 932	197 019	158 185	38 834	27 159	80.3	100.0	100.0	152 207	30.8	100.0
51	261 162	235 528	177 776	57 752	42 802	75.5	110.9	103.0	178 217	29.1	109.1
52	291 338	259 533	205 847	53 685	35 665	79.3	114.2	110.2	188 873	28.0	118.1
52.12	691 121	635 642	342 372	293 270	219 215	53.9	272.2	184.0	304 957	22.5	117.6
53. 1	224 199	200 847	183 194	17 653	△24 278	89.5	87.3	97.3	179 725	24.2	119.0
2	231 870	205 921	172 305	33 616	35 394	83.7	89.7	91.0	174 265	29.8	119.7
3	274 601	244 454	356 521	△112 066	△128 994	145.8	105.4	186.9	308 929	18.7	120.6
4	218 681	193 538	212 702	△19 163	△47 084	109.9	83.2	110.5	212 702	25.8	121.7
5	230 519	186 391	184 115	2 277	8 889	98.8	86.5	94.3	190 870	28.0	123.4
6	476 376	425 713	206 424	219 289	159 782	48.5	179.9	106.4	196 706	28.1	122.6
7	301 058	264 932	206 802	58 130	68 365	78.1	113.3	106.3	213 729	27.2	123.0
8	220 556	195 404	165 313	30 092	3 068	84.6	82.8	84.8	177 405	29.6	123.3
9	214 752	187 629	154 479	32 791	△86 713	82.3	80.3	78.8	159 772	32.5	123.9
10	240 239	211 818	196 443	15 375	△7 116	92.7	88.2	98.4	196 605	26.5	126.2
11	227 378	201 461	188 007	13 454	△25 664	93.3	85.2	96.2	189 210	25.7	123.6
全 国											
昭和50年	236 152	215 508	166 032	49 476	31 875	77.0	100.0	100.0	157 982	32.0	100.0
51	258 237	233 461	180 662	52 799	32 286	77.4	100.0	99.6	174 790	31.6	109.3
52	286 039	256 340	197 937	58 402	37 308	77.2	102.6	100.9	190 497	30.8	118.1
52.12	634 801	578 783	299 239	279 545	200 503	51.7	225.7	151.3	275 453	29.0	119.1
53. 1	230 288	204 102	185 896	18 206	22 977	91.1	81.5	93.6	183 640	26.9	119.6
2	232 343	206 063	173 737	32 326	8 320	84.3	81.9	87.1	171 092	31.6	120.1
3	263 573	235 270	217 609	17 661	4 241	92.5	92.1	108.2	207 754	29.1	121.2
4	245 503	217 178	202 330	14 848	△2 453	93.2	84.9	99.5	197 996	30.2	122.5
5	247 901	211 053	191 221	19 832	7 160	90.6	85.2	93.5	187 539	32.5	123.2
6	397 747	354 096	204 501	149 595	99 183	57.8	137.5	100.5	194 899	30.3	122.5
7	361 032	322 038	224 158	97 880	71 035	69.6	124.3	109.8	211 640	29.6	123.0
8	270 331	239 826	208 343	31 483	13 550	86.9	93.0	101.9	199 981	31.2	123.1
9	242 416	213 364	186 669	26 695	9 549	87.5	82.4	90.2	184 020	32.7	124.6
10	249 901	219 960	196 578	23 382	8 208	89.4	84.8	94.9	195 692	31.3	124.8
11	253 925	223 952	195 902	28 050	9 082	87.5	87.1	95.5	193 914	30.3	123.5

(注) (1) 実収入－非消費支出 (2) 可処分所得－消費支出
 (3) 消費支出÷可処分所得 (4) 当該項目(50年=100)÷消費者物価指数
 (5) 食料費÷消費支出

資料：総理府統計局

12-2 1カ月1世帯当りの収入（水戸市・勤労者世帯）

（単位：世帯，人，歳，円）

年 月	集 計 世帯数	世 帯 人 員	有 業 人 員	世帯主 の年齢	収 入 総 額	実収入				実収入 以外の 収 入	前 月 からの 繰入金
						勤め先 収 入	事業・ 内 職 収 入	他 の 実収入			
昭和50年	63	3.92	1.36	40.5	331 000	215 932	206 190	2 061	7 681	49 367	65 700
51	65	3.62	1.30	41.6	398 315	261 162	243 709	4 056	13 397	64 499	72 653
52	65	3.62	1.29	41.7	441 922	291 338	275 566	4 690	11 082	81 446	74 387
52.12	63	3.67	1.30	43.1	901 781	691 121	667 364	8 207	15 551	139 589	71 071
53.1	63	3.83	1.30	41.4	439 382	224 199	202 226	4 993	16 980	16 090	109 093
2	65	3.78	1.31	41.2	415 652	231 870	200 319	3 508	28 044	102 950	80 831
3	61	3.80	1.28	41.1	583 891	274 601	258 137	3 830	12 634	226 018	83 272
4	68	3.78	1.32	40.3	414 592	218 681	204 522	3 529	10 629	115 052	80 859
5	67	3.78	1.34	40.1	395 069	230 519	217 303	3 516	9 701	81 237	83 313
6	68	3.76	1.37	38.0	618 871	476 376	455 858	2 762	17 755	82 452	60 043
7	67	3.75	1.42	39.0	490 802	301 058	292 501	3 740	4 817	87 095	102 649
8	68	3.71	1.29	37.9	355 488	220 556	211 443	4 752	4 361	68 893	66 040
9	69	3.65	1.33	38.6	604 004	214 752	207 254	3 702	3 796	314 105	75 147
10	68	3.62	1.41	39.7	412 098	240 239	231 587	5 180	3 473	91 477	80 382
11	68	3.66	1.40	39.5	420 582	227 378	213 075	5 074	9 229	108 859	84 345

（注） 集計世帯数，世帯人員，有業人員，世帯主年齢は支出にも該当する。

資料：総理府統計局

12-3 1カ月1世帯当りの支出（水戸市・勤労者世帯）

年 月	実支出	消 費 支 出						非消費 支 出	実支出 以外の 支 出	繰越金	現 物 総 額
		計	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑 費				
昭和50年	177 098	158 185	47 170	13 461	6 164	16 473	74 917	18 913	86 349	67 552	7 978
51	203 411	177 776	50 188	17 189	6 243	18 664	85 493	25 634	120 910	73 994	11 720
52	237 653	205 847	53 268	22 083	7 093	19 917	103 486	31 806	133 775	75 744	11 451
52.12	397 851	342 372	66 598	60 386	7 474	43 439	164 476	55 479	393 355	110 575	30 654
53.1	206 546	183 194	42 928	13 670	7 853	14 678	104 065	23 352	148 006	84 830	15 645
2	198 254	172 305	50 494	14 206	9 149	20 324	78 132	25 949	138 172	79 225	7 224
3	386 668	356 521	56 890	33 405	9 756	23 891	232 580	30 147	116 638	80 586	10 218
4	237 845	212 702	53 999	15 407	7 608	16 270	119 419	25 143	86 848	89 899	12 258
5	228 243	184 115	53 885	15 794	7 240	12 712	94 485	44 128	104 484	62 342	11 507
6	257 087	206 424	54 230	20 028	6 391	20 638	105 138	50 662	259 465	102 319	9 524
7	242 928	206 802	53 008	19 534	5 239	24 323	104 698	36 126	170 948	76 926	14 552
8	190 464	165 313	51 074	11 762	4 937	11 685	85 855	25 151	84 032	80 993	10 983
9	181 961	154 479	50 585	11 852	4 902	11 229	75 910	27 483	347 771	74 272	9 390
10	224 864	196 443	51 557	23 473	5 878	17 810	97 725	28 421	105 114	82 120	9 513
11	213 924	188 007	48 258	20 190	6 007	14 265	99 287	25 917	128 179	78 479	11 756

資料：総理府統計局

13 レジャー

(単位：円、件)

年 月	勤 労 者 世 帯 (水戸市)		旅券交付件数 (観光訪問・その他個人的目的)	海のこどもの 国利用者数	筑波スカイライン利用台数		
	外 食 費	教 養 娛 楽 費 (印刷物・聴視観 覧料・旅行費等)			二 輪 車	乗 用 車	バス・その他
昭和50年	5 334	13 475	16 588	※ 717 894	…	…	…
51	6 930	13 762	21 592	※ 707 780	※ 13 177	※ 229 395	※ 9 392
52	7 335	18 545	28 386	※ 663 493	※ 15 118	※ 224 318	※ 9 801
53. 1	8 026	12 343	1 803	27 017	794	17 764	253
2	7 270	11 342	2 132	19 250	561	11 088	218
3	6 808	19 381	2 735	44 610	1 559	16 856	466
4	6 853	25 587	2 109	45 842	1 647	19 314	1 073
5	6 494	14 828	2 005	90 353	1 606	21 772	1 940
6	7 052	24 334	1 870	42 465	907	11 893	967
7	6 655	19 011	2 121	127 280	1 296	15 995	577
8	6 155	19 547	2 168	220 741	1 711	29 219	636
9	5 139	12 915	2 571	24 876	1 355	17 363	790
10	6 616	15 412	2 912	23 728	1 287	20 071	1 249
11	6 439	17 648	2 233	18 125	1 447	20 968	1 168
12	…	…	2 265	7 936	459	9 975	221

(注) (1) 「外食」「教養娯楽」は、抽出調査によるため対象は水戸市内の少数世帯に限られている。

(2) 筑波スカイライン利用台数は風返し料金所を通過したもの。また貨物、路線バスも含まれる。

(3) ※は年度数値。

資料：総理府統計局 県青少年婦人課 県道路公社

14 生活保護

(単位：世帯，‰，人)

年度・月	被 保 護 世 帯	被 保 護 実 人 員	保 護 率	生活扶助 人 員	住宅扶助 人 員	教育扶助 人 員	医療扶助 人 員	その他扶助 人 員
昭和50年度	8 255	16 354	7.0	13 955	6 691	3 290	8 561	30
51	8 190	16 134	6.8	13 681	6 782	3 226	8 553	25
52	8 152	16 032	6.6	13 527	6 898	3 258	8 694	34
53. 1	8 111	16 006	6.6	13 448	6 866	3 287	8 787	16
2	8 130	16 048	6.6	13 458	6 986	3 284	8 908	28
3	8 161	16 113	6.6	13 531	6 925	3 327	9 099	157
4	8 113	15 963	6.6	13 440	6 882	3 270	8 625	75
5	8 127	15 972	6.5	13 434	6 911	3 226	8 722	31
6	8 127	16 046	6.6	13 487	7 054	3 262	8 767	10
7	8 150	16 088	6.6	13 538	7 011	3 302	8 844	10
8	8 165	16 158	6.6	13 626	7 101	3 325	8 807	13
9	8 135	16 064	6.5	13 535	7 067	3 297	8 622	21
10	8 192	16 147	6.6	13 625	7 114	3 273	8 633	19
11	8 158	16 044	6.5	13 536	7 089	3 295	8 691	16
12	8 171	16 151	6.5	13 595	7 090	3 308	8 699	15

(注) (1) 停止中も含む。

(2) 保護率＝被保護実人員÷毎月推計人口。

(3) その他は、生業、出産、葬祭扶助である。

資料：県民福祉課

15 交通事故

交通事故発生件数

(単位：人，件)

年月	発生件数	死者	負傷者	原因別発生件数								
				安全運転義務違反			酒酔い	最高速度違反	追越し	徐行	一時停止違反	
				わき見不注意	安全速度	ハンドルブレーキ操作不相当						
昭和50年	11 515	425	15 493	2 929	976	521	934	750	393	606	420	
51	11 040	374	14 877	2 888	847	532	839	631	468	702	416	
52	10 342	338	13 953	3 072	871	431	807	546	328	711	427	
53. 1	705	26	950	252	67	51	60	37	12	36	19	
2	687	24	905	203	68	34	64	26	25	38	27	
3	871	41	1 125	298	91	28	73	51	23	46	48	
4	846	32	1 113	258	72	33	72	41	26	64	36	
5	901	18	1 182	287	111	29	61	48	25	62	35	
6	885	24	1 140	229	84	26	49	52	34	64	38	
7	992	29	1 334	299	105	26	37	55	44	87	41	
8	971	28	1 379	255	81	29	36	47	30	91	57	
9	806	20	1 066	257	71	25	29	47	30	64	43	
10	879	34	1 139	266	79	35	55	49	31	58	48	
11	862	26	1 099	264	81	25	43	43	27	57	44	
12	834	29	1 082	246	79	29	21	50	30	46	38	

(注) 原因別発生件数はうち書きであるため，その計は発生件数と一致しない。

資料：県警察本部交通企画課

16 自動車保険請求相談

(単位：件)

年月	総数			自賠			保障			任意		
	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他
昭和51年	536	286	334	442	251	284	40	4	18	10	8	8
52	534	263	528	432	238	438	30	2	29	10	5	14
53	607	277	516	456	229	436	16	3	13	24	6	15
53. 2	42	23	47	37	19	40	1	1	2	1	1	2
3	48	17	38	43	14	35	3	—	—	—	1	—
4	43	21	47	32	19	41	2	—	—	1	—	2
5	41	25	51	32	22	41	—	—	1	—	—	2
6	55	18	51	39	12	40	2	—	2	2	2	2
7	59	20	34	41	16	29	3	—	1	2	—	1
8	56	22	41	42	21	35	1	—	2	2	—	—
9	56	20	45	42	14	33	—	—	—	1	—	—
10	57	23	46	42	20	39	—	—	2	4	1	1
11	52	27	36	33	24	30	2	—	1	5	—	2
12	51	37	42	32	25	39	—	1	—	4	1	2
54. 1	49	31	57	31	23	45	—	—	1	4	1	6

(注) (1) 自賠，保障，任意はうち書のため総数と合計は合わない。
 (2) 自賠＝自動車損害賠償責任保険，保障＝政府保障事業で，保険によらず直接運輸大臣あて請求するもの(無保険・引き逃げ)，任意＝民間の保険。

資料：日本損害保険協会水戸自動車
 保険請求相談センター
 (TEL 0292-26-1693)

17 犯 罪

刑法犯罪発生件数

(単位：件)

年 月	総 数 (認知件数)	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
昭和51年	21 213	253	1 319	17 843	946	106	746
52	20 641	257	1 466	17 036	945	131	806
53	21 265	243	1 308	17 679	814	137	1 075
53. 2	1 870	22	118	1 550	71	3	97
3	1 882	15	106	1 506	139	15	101
4	1 527	10	122	1 254	39	12	90
5	2 023	29	114	1 657	111	12	100
6	1 803	17	95	1 495	73	15	108
7	1 808	21	107	1 528	62	9	81
8	1 919	23	132	1 613	39	9	103
9	1 794	25	101	1 530	50	12	76
10	1 908	21	66	1 726	44	5	46
11	1 563	10	66	1 358	74	11	44
12	1 729	27	140	1 362	56	19	125
54. 1	1 085	9	88	884	43	6	55

資料：県警察本部刑事総務課

18 火 災

(単位：件，世帯，棟，人)

年 月	発生件数	罹災世帯数	罹災人員数	死 傷 者 数		焼 損 棟 数	焼 損 面 積		損 害 額 (千円)
				死 者	負 傷 者		建 物 (m ²)	林 野 (a)	
昭和50年	1 586	618	2 227	41	208	1 023	46 112	9 792	2 060 975
51	1 593	645	2 368	48	110	1 079	47 092	9 419	2 390 756
52	1 585	657	2 292	46	129	1 139	51 256	6 865	3 061 336
53. 1	163	68	244	5	6	103	5 705	142	281 300
2	314	113	402	3	13	187	9 037	1 717	549 958
3	277	87	334	3	22	157	6 262	r 517	357 208
4	180	82	320	4	8	132	4 815	1 614	303 142
5	84	36	111	—	6	65	2 661	510	113 788
6	104	51	180	3	9	88	2 820	53	160 529
7	115	60	204	5	17	89	2 854	11	117 014
8	208	54	201	7	5	121	5 230	469	285 810
9	89	34	149	1	10	58	3 770	503	220 059
10	77	42	147	5	7	77	3 374	3	208 109
p 11	94	44	169	7	11	81	r 7 159	151	r 473 629
p 12	156	91	299	10	15	137	5 288	81	167 101

資料：県消防防災課

【新着資料案内】

この資料は、1月中に行政資料室に到着した主なものです。ご利用下さい。

行政資料室 付属庁舎4階 TEL 0292-21-8111(内線426)

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
中央官公庁関係		昭和52年版 茨城の労働経済	労政課
総理府統計局刊行資料一覧付実施統計解説	総理府統計局	昭和53年度 茨城県労働組合名簿	〃
昭和53年度 学校基本調査速報	文部省調査統計課	昭和52年度 茨城県農村青少年クラブ員名簿	教育普及課
昭和52年度 人口動態社会経済面(交通事故以外の不慮の事故死)の概況	厚生省統計情報部	新しい農業者の育成	〃
第14回 生命表(速報)	〃	茨城県農業改良普及事業30年史	〃
昭和50年 人口動態統計	〃	漁船統計表	水産施設課
昭和50年 主要死因別訂正死亡率	〃	昭和52年 霞ヶ浦・北浦における養殖業の現状	霞ヶ浦北浦水産事務所
昭和50年度 人口動態・社会経済面調査報告	〃	昭和53年度 茨城県地価調査書	用地課
昭和52年度 人口問題研究所年報	厚生省人口問題研究所	昭和52年度 茨城県歳入歳出決算書	出納事務局
第30回 簡速静止人口表(生命表)	〃	昭和52年度 決算に関する付属書類	〃
都道府県別標準化人口動態率	〃	昭和52年度 茨城県企業局年報	企業局
全国日本人、人口の再生産に関する指標	〃	都道府県関係	
昭和51年度 耕種生産構造調査結果報告書	農水省統計情報部	昭和53年版 北海道農業基本調査結果報告書	北海道調査統計課
昭和52年度 生産環境別耕地面積調査報告書(多重分類統計編)	〃	1978 青森県の図書館	青森県立図書館
昭和52年度 生産環境別耕地面積調査報告書(基本統計編)	〃	昭和51年 青森県統計年鑑	青森県統計課
昭和51年 資源統計年報	通産省調査統計部	昭和51年度 福島県市町村所得	福島県統計調査課
昭和52年 鉄鋼統計年報	〃	昭和52年 栃木県の工業	栃木県統計課
昭和51年 本邦鉱業の趨勢	〃	昭和52年度 栃木県の賃金、労働時間及び雇用の動き	栃木県統計課
昭和52年 鉱工業生産活動	〃	昭和52年 群馬県の工業	群馬県統計課
昭和52年 工業統計速報	〃	昭和53年 県勢グラフ	〃
昭和53年度 上期分鉄鋼地域別	〃	昭和53年版 群馬県消費動向調査結果報告	〃
昭和53年度 中小企業施策のあらまし	中小企業庁	昭和52年度 埼玉県個人企業経済調査結果報告書	埼玉県統計課
昭和53年度上期分 鉄鋼地域別受注統計表	鉄鋼統計委員会	昭和53年度 学校教育統計書	〃
昭和52年度 郵政統計年報(総括編)	郵政省経理局	昭和52年度 県民所得早期推計結果	〃
昭和53年版 災害統計	建設省河川局	昭和53年 事業所統計調査	千葉県統計課
昭和52年度 中小企業経営状況調査	国民金融公庫調査部	昭和52年度 農業基本調査の結果概要	〃
茨城県関係		昭和52年度 東京都住民基本台帳人口移動報告	東京都人口統計課
筑波研究学園都市の概要	特定開発課	昭和52年度 工業統計調査結果報告	神奈川県統計調査課
昭和45—52年 いばらき賃金雇用指数	統計課	昭和52年版 私たちの暮らし	静岡県統計課
昭和53年 茨城県農業基本調査結果報告書	〃	'78 岐阜県勢要覧	岐阜県統計課
昭和52年 茨城の工業	〃	グラフなら県勢	奈良県統計課
第4回 社会福祉施設職員実務研究発表会	県民福祉課		
1978 茨城県の工業開発	商工企画課		

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
昭和51年度 県民所得推計報告書	奈良県統計課	公社・会社・団体等関係	
昭和52年度 広島県民所得推計結果	広島県統計課		
昭和53年版 徳島県勢要覧	徳島県統計課		
昭和53年版 長崎県勢要覧	長崎県統計課		
1978 宮崎県の展望 県勢ハンドブック 統計からみた鹿児島	宮崎県統計課 鹿児島県統計課		
		1978 海外経済協力便覧	国際開発ジャーナル社
		沿岸集落の生態	二宮書店
		現代統計実務講座 ガイドブック I・II	実務教育研究所
		” テキスト I・II	”

申込受付中!

■ 昭和53年 茨城県統計年鑑

— 茨城県の総合統計書 —

主な内容

- 土地・気象・人口 ● 労働・事業所 ● 農林水産業 ● 鉱工業
- 建築・住宅 ● 運輸・通信・公益事業 ● 商業 ● 金融・物価・
- 家計 ● 県民所得 ● 社会保障 ● 衛生 ● 教育・文化 ● 司法・
- 警察・消防 ● その他

価 格 **4,500**円

■ 昭和53年版 茨城県勢要覧

— 統計年鑑のコンパクト版 —

価 格 **550**円

■ 茨城県のすがた'79

— 最新の資料を用いた県勢地図 —

主な内容

- 茨城県全図(カラー) ● 地質図 ● 行政区画図 ● 気候図 ● 人
- 口密度図 ● 観光と物産 ● 統計から見た茨城の姿 ● 労働・農業・
- 工業 ● 商業・住宅・家計 ● 所得・福祉・公害 ● 教育・財政 ● 統
- 計グラフコンクール作品 ● 市町村勢一覧 ● その他

価 格 **230**円

申込先：市役所・町村役場の統計係または、茨城県統計協会(〒310 水戸市三
の丸1-5-38 茨城県企画部統計課内 TEL 0292(21)5505)

支 払：代金は、品物が届いた後、同封の払込通知表で振込んでください。

送 料：送料は実費申込者負担(30冊以上は協会負担)